

いしかわ障害者プラン 2024  
(案)

令和7年 月

石川 県



# 目次

## 第1部 プランの基本的考え方

1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの基本理念と基本目標	2
3	プランの位置づけ	2
4	プランの期間	3
5	障害者の概念	3
6	障害保健福祉圏域の設定	4
7	プランの推進体制	4

## 第2部 障害者を取り巻く現状と課題

### 第1章 障害者を取り巻く現状と課題

1	身体障害者	5
2	知的障害者	7
3	精神障害者	8
4	発達障害者、難病患者、高次脳機能障害者	9
第2章	障害者プラン2019の進捗状況	14

## 第3部 施策の推進方策

### 第1章 新たなプランの基本的視点と体系

1	基本的視点	17
2	施策体系	19

### 第2章 施策の推進方策

1	障害者の自立と社会参加の促進	
(1)	障害及び障害のある人に対する理解の促進	21
(2)	スポーツ・文化芸術活動の促進	25
(3)	ボランティア、NPOへの支援	29
(4)	教育の推進	31
2	能力や適性を生かせる環境の整備	
○	働く場の確保と生活の安定	35
3	障害福祉サービス等の充実	
(1)	保健・医療サービス等の充実	41
(2)	リハビリテーションの充実	44
(3)	相談支援体制の充実	48
(4)	障害のある子どもに対する支援の充実	53
(5)	介護、外出支援等の充実	57

(6) 日中活動支援の充実	59
(7) 生活環境の充実	61
(8) 従事する人材の育成と障害福祉サービス等の質の向上	62
4 安全で安心して住みやすいまちづくり	
(1) バリアフリー社会環境の整備	66
(2) 防災・防犯対策の推進	76

## 第4部 プランの数値目標・見込量

### 第1章 障害福祉サービス等の数値目標・見込量

1 概要	83
2 数値目標等	83
3 サービス見込量・活動指標	87

### 第2章 その他の数値目標

本計画に記載されている以下の法律及び条令名については、略称を用いています。

- 障害者総合支援法  
…「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）
- バリアフリー法  
…「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）
- 障害者虐待防止法  
…「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）
- 障害者差別解消法  
…「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）
- 読書バリアフリー法  
…「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号）
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法  
…「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年法律第50号）
- バリアフリー条例  
…「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」（平成9年条例第5号）
- 共生社会づくり条例  
…「障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例」（令和元年条例第9号）

# 第1部 プランの基本的考え方

## 1 プラン策定の趣旨

本県では、これまで「いしかわ障害者プラン2002」（平成14年度～平成18年度）、「いしかわ障害者プラン2007」（平成19年度～平成25年度）、「いしかわ障害者プラン2014」（平成26年度～平成30年度）、「いしかわ障害者プラン2019」（令和元年度～令和5年度）を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念に掲げ、障害のある人の自立と社会参加の促進を目指して施策を進めてきました。

平成31年3月に策定した「いしかわ障害者プラン2019」については、計画期間を5年間として、本県における障害者福祉のさらなる向上に向けて、様々な施策に取り組んでまいりました。

この間、国においては、令和元年6月に「読書バリアフリー法」が、さらに令和4年5月には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、また令和3年6月の「障害者差別解消法」改正により、企業や店舗等が障害のある方から配慮を求められた場合に合理的配慮を提供することが義務化されたほか、本県においても、「共生社会づくり条例」を制定するなど、障害のある人の自立と社会参加を制約している社会的障壁を取り除くための施策の推進が行われています。

また、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」や、令和5年秋に本県で開催された「いしかわ百万石文化祭2023」を契機として、パラスポーツや障害のある人の文化芸術活動に対する県民の関心も高まっているところであり、この機運を活かしたさらなる取り組みが進められているところです。

一方で、新型コロナウイルスなどの感染症流行時における障害福祉サービス等の提供や、令和6年1月に発生し能登地方を中心に県下各地で甚大な被害を生じさせた令和6年能登半島地震及び令和6年9月に奥能登地方を襲った記録的な豪雨を踏まえた防災対策の強化など、新たな課題も出てきており、対応が求められています。

本プランは、障害のある人も社会を構成する一員であり、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、国の障害者施策の見直しを踏まえつつ、令和5年度で計画期間が終了する「いしかわ障害者プラン2019」の評価を行い、現状と課題を踏まえながら、障害のある人もない人も共に支え合う共生社会の実現のため、県の障害者施策の基本的方向を定めるものです。

## 2 プランの基本理念と基本目標

### (1) 基本理念

本プランにおいては、次の二つを基本理念とします。

#### ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で障害のある人もない人も、共に社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することが本来のあり方であるという考え方

#### リハビリテーション

障害のある人が障害のない人と同じように生活するために、ライフステージの全ての段階において、その人が持っている身体的、精神的、社会的能力を発揮し、その自立と社会参加の促進を目指すとの考え方

### (2) 基本目標

上記の基本理念に基づき、次の三つを基本目標とします。

#### 共生社会の実現

障害のある人もない人も共に地域で支え合う共生社会を目指します。

#### 能力・適性が発揮できる社会の実現

障害のある人が、地域で能力や適性を生かした生活を送り、様々な分野の活動に参加できるよう、環境の整備に努めます。

#### 支援体制の整備

障害のある人が、安心して地域で暮らせるように、一人ひとりが必要とするサービスを選択し、利用できるような支援体制を整えます。

## 3 プランの位置づけ

本プランは、障害者基本法第 11 条に基づく「障害者基本計画」、障害者総合支援法第 89 条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 22 に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第 8 条に基づく「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」、読書バリアフリー法第

8条に基づく「地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」及び難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」としても位置付けます。

#### 4 プランの期間

本プランの期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

#### 5 障害者の概念

本プランにおける「障害のある人」、「障害のある子ども」、「障害者」とは、障害者基本法に規定する障害者を言います。

##### ○障害者基本法第2条

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

## 6 障害保健福祉圏域の設定

本プランは、地域の特性や人口規模等を踏まえ、広域的な視点から展開することが必要であることから、4つの障害保健福祉圏域を設定し、施策の推進を図ります。

障害保健福祉圏域は、保健・医療や高齢者保健福祉との連携を図るため、「二次医療圏」及び「介護保険及び老人福祉圏域」と同じ圏域とします。

圏域名	構成市町名
南加賀	小松市、加賀市、能美市、川北町
石川中央	金沢市、かほく市、白山市、野々市市、津幡町、内灘町
能登中部	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町
能登北部	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

障害保健福祉圏域



## 7 プランの推進体制

障害者基本法に基づく「石川県障害者施策推進協議会」において、プランに基づく施策の実施状況の評価を行い、施策を推進します。

また、障害者施策を効果的に推進するために、市町その他の関係機関とのネットワークを強化しながら、プランの推進に積極的に取り組みます。

## 第2部 障害者を取り巻く現状と課題

### 第1章 障害者を取り巻く現状と課題

令和5年度における、県の身体、知的、精神の3障害者の合計は70,920人で、5年前の平成30年度の70,973人と比べ、53人(△0.1%)減少しています。また、各障害者の内訳は、身体障害者39,350人(55.5%)、知的障害者10,214人(14.4%)、精神障害者21,356人(30.1%)となっています。

#### ◇身体・知的・精神障害者数の推移

(単位：人、%)

区分	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5		増減(R5-H30)	
							構成比	人数	増加率	
身体障害者		43,015	42,053	41,864	41,090	40,451	39,350	55.5	△3,665	△8.5
知的障害者		9,082	9,309	9,520	9,726	9,938	10,214	14.4	1,132	12.5
精神障害者		18,876	19,692	20,429	21,605	21,023	21,356	30.1	2,480	13.1
計		70,973	71,054	71,813	72,421	71,412	70,920	100.0	△53	△0.1

※ 身体障害者は身体障害者手帳、知的障害者は療育手帳の各年度3月末の所持者数、精神障害者は各年度6月末における精神の入院患者数と通院公費負担制度の利用患者数を合計したもの

※ 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない

#### 1 身体障害者

- 令和6年3月末の身体障害者は39,350人となっています。平成31年3月末から全年齢で減少傾向にありますが、65歳以上が身体障害者全体の75.2%を占めており、高齢者の割合が多くなっています。
- 令和6年3月末の身体障害者の障害別の内訳は、肢体不自由が19,390人(49.3%)と最も多く、次いで内部障害が14,435人(36.7%)、聴覚・平衡機能障害が2,857人(7.3%)となっています。
- 平成31年3月末からの障害別の人数の推移は、内部障害が89人(0.6%)増加している一方、肢体不自由、聴覚・平衡機能障害、視覚障害の人数は減少しています。
- 令和6年3月末の身体障害者の障害程度別の人数は、重度(手帳1・2級)が977人(4.9%)、中度(手帳3・4級)が2,252人(11.8%)、軽度(手帳5・6級)が436人(11.1%)の減少となっており、全程度で減少しています。

- 身体障害は、障害の種別によりその特性が多様であり、必要とする支援も様々です。そのため、身体に障害がある人が地域で生活するためには、建物、公共空間、交通機関等のさらなるバリアフリー化を進める必要があります。また、視覚障害、聴覚障害等のコミュニケーション支援が必要な人は、必要な情報を得ることができるよう、障害特性等に配慮した支援の充実が必要です。

◇身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）

（単位：人、％）

区分	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5		増減（R5-H30）	
							構成比	人数	増加率	
総数		43,015	42,053	41,864	41,090	40,451	39,350	100.0	△3,665	△8.5
障害別 内訳	18歳未満	718	668	638	608	599	576	1.5	△142	△19.8
	18歳以上 65歳未満	10,010	9,920	9,837	9,567	9,469	9,180	23.3	△830	△8.3
	65歳以上	32,287	31,465	31,389	30,915	30,383	29,594	75.2	△2,693	△8.3
	肢体不自由	22,670	21,767	21,486	20,784	20,211	19,390	49.3	△3,280	△14.5
障害別 内訳	内部障害	14,346	14,408	14,599	14,649	14,634	14,435	36.7	89	0.6
	聴覚平行 機能障害	3,136	3,048	3,009	2,944	2,911	2,857	7.3	△279	△8.9
	視覚障害	2,452	2,416	2,346	2,296	2,283	2,259	5.7	△193	△7.9
	音声言語 そしゃく 障害	411	414	424	417	412	409	1.0	△2	△0.5

◇身体障害者の障害程度別人数の比較（各年度末現在）

（単位：人、％）

区分	年度	H30	R5		増減（R5-H30）	
			構成比	人数	増加率	
重度(1・2級)		20,034	19,057	48.4	△977	△4.9
中度(3・4級)		19,059	16,807	42.7	△2,252	△11.8
軽度(5・6級)		3,922	3,486	8.9	△436	△11.1
合計		43,015	39,350	100.0	△3,665	△8.5

## 2 知的障害者

- 令和6年3月末の知的障害者は10,214人となっています。平成31年3月末と比較すると、18歳未満が174人(8.9%)、18歳以上65歳未満が771人(12.7%)、65歳以上が187人(17.9%)増加しています。
- 令和6年3月末の知的障害者の内訳は、重度(手帳A)が3,575人(35.0%)、中・軽度(手帳B)が6,639人(65.0%)となっています。また、平成31年3月末と比較すると、重度(手帳A)が119人(3.4%)、中・軽度(手帳B)が1,013人(18.0%)増加しています。

### ◇療育手帳所持者数の推移(各年度末現在)

(単位：人、%)

区分	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5		増減(R5-H30)	
							構成比	人数	増加率	
総数		9,082	9,309	9,520	9,726	9,938	10,214	100.0	1,132	12.5
	18歳未満	1,955	1,971	1,950	1,984	2,018	2,129	20.8	174	8.9
	18歳以上 65歳未満	6,084	6,252	6,452	6,596	6,731	6,855	67.1	771	12.7
	65歳以上	1,043	1,086	1,118	1,146	1,189	1,230	12.0	187	17.9

### ◇知的障害者の障害程度別人数の比較(各年度末現在)

(単位：人、%)

区分	年度	H30	R5		増減(R5-H30)	
			構成比	人数	増加率	
重度(A)		3,456	3,575	35.0	119	3.4
中・軽度(B)		5,626	6,639	65.0	1,013	18.0
合計		9,082	10,214	100.0	1,132	12.5

### 3 精神障害者

- 令和5年6月末の精神障害者 21,356 人の内訳は、入院患者が 2,998 人 (14.0%)、通院患者が 18,358 人 (86.0%) となっています。
- 平成30年6月末と比較すると、入院患者は 77 人(2.5%)減少していますが、入院患者で、条件が整えば地域生活が可能な人もまだ多いことから、グループホーム等の居住の場の確保と、相談支援を行う体制の整備が必要です。
- 一方、通院患者は 2,557 人 (16.2%) 増加しており、地域で生活していくために治療を継続し、福祉サービス等必要な支援を行う体制の整備が必要です。
- 令和6年3月末の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 11,606 人となっています。平成31年3月末と比較すると、1級が 47 人 (8.7%)、2級が 2,621 人 (36.8%)、3級が 252 人 (24.6%) 増加しています。

#### ◇精神科入院・通院公費負担利用患者数（各年6月末現在）

(単位：人、%)

区分	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5		増減 (R5-H30)	
							構成比	人数	増加率	
総数		18,876	19,692	20,429	21,605	21,023	21,356	100.0	2,480	13.1
	入院患者数	3,075	3,217	3,073	3,044	3,052	2,998	14.0	△77	△2.5
	通院患者数	15,801	16,475	17,356	18,561	17,971	18,358	86.0	2,557	16.2

※入院患者数は、県内に住所を有する精神障害者で県内の精神病院に入院している患者数

#### ◇精神障害者保健福祉手帳所持者の障害程度別人数の比較（各年度末現在）

(単位：人、%)

区分	年度	H30	R5		増減 (R5-H30)	
			構成比	人数	増加率	
1級		542	589	5.1	47	8.7
2級		7,120	9,741	83.9	2,621	36.8
3級		1,024	1,276	11.0	252	24.6
合計		8,686	11,606	100.0	2,920	33.6

## 4 発達障害者、難病患者、高次脳機能障害者

### (1) 発達障害者

- 発達障害者支援法では、「発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。
- 発達障害は社会で理解されにくい障害であることから、早期に発見し、療育、教育、就労等様々な支援の体制をさらに充実させることが重要です。
- 石川県に 2 ヶ所ある発達障害者支援センターの令和4年度の相談件数は、平成30年度に比べ 707 件（5.2%）増加しており、引き続き身近な地域で相談ができる体制整備が必要です。

#### ◇発達障害者支援センター（2 ヶ所）の相談件数の推移

（単位：件、%）

区分 \ 年度	H30	R1	R2	R3	R4	増減（R4-H30）	
						件数	増加率
相談延件数	13,519	12,382	12,004	14,828	14,226	707	5.2

(2) 難病患者

- 難病は、原因不明で治療法が未確立であり、かつ、生活面に長期にわたる支障があることから、身体的、精神的、社会的にも大きな困難を抱える病気です。
- 平成 25 年 4 月から施行された障害者総合支援法では、身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む。）の 3 障害に加え、「制度の谷間」のない支援を提供する観点から、新たに「難病等」が対象に追加されました。
- 平成 27 年 1 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行されてから、医療費助成の対象疾病が徐々に拡大され、令和 6 年 4 月からは 341 疾病が対象となっています。
- 令和 6 年 3 月末時点の難病患者数（特定医療費の公費負担対象に限る。）は 9,891 人となっています。
- 年齢区分別の患者数では、20 歳未満が 43 人（0.4%）、20 歳以上 60 歳未満が 4,036 人（39.8%）、60 歳以上が 6,050 人（59.7%）となっています。

◇特定医療費（指定難病）公費負担患者数の推移（各年度末時点）

（単位：人、%）

区分	年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	増減（R5-H30）	
								人数	増加率
公費負担患者数		8,683	8,967	9,987	9,529	9,752	9,891	1,208	13.9

※対象疾病（H30.4～）331 疾病、（R1.7～）333 疾病、（R3.11～）338 疾病

◇年齢区分別特定医療費（指定難病）公費負担患者数

（単位：人、%）

区分	年度	H30	R5		増減（R5-H30）	
			構成比	人数	増加率	
20 歳未満		47	43	0.4	△4	△8.5
20 歳以上 60 歳未満		3,510	4,036	39.8	526	15.0
60 歳以上		5,324	6,050	59.7	726	13.6
合計		8,881	10,129	100.0	1,248	14.1

※「衛生行政報告例」報告数より

（注）一人で複数疾患の診断がある場合はそれぞれカウントするため、前表との合計が一致しない。

◇指定難病（疾病別）公費負担患者数（令和6年3月31日現在）

（単位：人）

疾 病 名		患 者 数
1	パーキンソン病	1,261
2	潰瘍性大腸炎	1,122
3	全身性エリテマトーデス	594
4	クローン病	498
5	全身性強皮症	381
6	後縦靱帯骨化症	333
7	皮膚筋炎／多発性筋炎	263
8	シェーグレン症候群	233
9	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	226
10	特発性大腿骨頭壊死症	223
11	その他	4,995
合 計		10,129

※「衛生行政報告例」報告数より

### (3) 高次脳機能障害者

- 高次脳機能障害は、交通事故や脳血管疾患等による脳の損傷により、記憶障害や注意障害などが生じ、社会生活への適応が難しくなる障害であり、平成 17 年度に診断基準が示されました。
- 高次脳機能障害実態調査によると、身体障害者手帳を所持している人が 20.3%、精神障害者保健福祉手帳を所持している人が 2.0%、要介護認定を受けている人が 78.1%、障害支援区分認定を受けている人が 6.1%となっています。
- 高次脳機能障害のある人は、外見から障害が分かりにくいことから、既存の制度体系の中では、訓練や生活支援などの必要なサービスにつながりにくいという課題があります。

#### ◇高次脳機能障害者の障害者手帳所持の状況

(単位:人、%)

区分	年度	H30	R5	増減(R5-H30)		
				構成比	人数	増加率
身体障害者手帳		110	117	19.3	7	6.4
療育手帳		2	2	0.3	0	0.0
精神障害者保健福祉手帳		8	8	1.3	0	0.0
身体障害者手帳と療育手帳		0	2	0.3	2	—
身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳		5	4	0.7	△ 1	△ 20.0
手帳所持なし		237	446	73.6	209	88.2
不明		33	27	4.5	△ 6	△ 18.2
合計		395	606	100.0	211	53.4

※高次脳機能障害実態調査 (R5.9~10: 高次脳機能障害相談・支援センター実施)

対象: 県内の医療機関、介護保険施設、障害者施設等のうち、リハビリテーションを実施している施設に通院(通所)または入院(入所)している者

方法: 郵送による自記式、作業療法士、理学療法士等リハビリテーション専門職に記載を依頼

◇高次脳機能障害者の要介護認定及び障害支援区分認定を受けている割合

(単位:人、%)

区 分	H30	R5	増減(R5-H30)		
			構成比	人 数	増加率
要介護認定	278	469	77.4	191	68.7
障害支援区分認定	9	33	5.4	24	266.7
要介護認定と 障害支援区分認定	2	4	0.7	2	100.0
どちらも受けていない	106	96	15.8	△ 10	△ 9.4
不明	0	4	0.7	4	—
合計	395	606	100	211	53.4

## 第2章 障害者プラン2019の進捗状況

- 令和4年度末の施設入所者数は1,566人となっており、令和元年度末時点から減少となっています。また、令和2年度から令和4年度末までの3カ年にグループホームや自宅等の地域生活に移行した者の数は27人で、達成率は低い状況です。施設入所者の地域移行を促進するよう、より一層取り組んでいく必要があります。

項目	令和元年度末実績	令和4年度末実績	令和5年度末目標	達成率
施設入所者数 (削減数)	1,596人 (－人)	1,566人 (30人)	1,570人 (26人)	115.4%
地域生活への移行者数	30人	27人	96人	28.1%

- 令和2年度の精神科病院における入院後12ヵ月時点までの退院率は、平成29年度時点から増加するとともに、1年以上長期入院患者数も減少しています。今後も、引き続き、入院患者の地域移行を促進するなどして、退院率の向上に努める必要があります。

項目	平成29年度実績	令和2年度実績	令和5年度目標	達成率
精神病床における入院後3ヵ月時点の退院率	63.8%	67.1%	69.0%	97.2%
精神病床における入院後6ヵ月時点の退院率	81.2%	81.7%	86.0%	95.0%
精神病床における入院後12ヵ月時点の退院率	87.9%	88.8%	92.0%	96.5%
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	－	330.8日	316.0日	104.7%

項目	平成29年度実績	令和5年度実績	令和5年度目標	達成率
精神病床における1年以上長期入院患者数				
65歳以上	1,253人	1,234人	1,035人	83.9%
65歳未満	715人	595人	425人	71.4%

- 一般就労への移行については、就労移行支援事業からの移行が進んでいる一方で、就労定着支援事業所を利用して一般就労した利用者の割合に関しては、達成率が低い状況です。今後も引き続き、就労移行を進めるとともに、就労定着支援事業所の利用を促進していく必要があります。

項目	令和元年度末実績	令和5年度末実績	令和5年度末目標	達成率
福祉施設から一般就労への移行者数	156人	191人	199人	96.0%
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	77人	102人	101人	101.0%
就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	44人	44人	56人	78.6%
就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	29人	33人	36人	91.7%
就労定着支援事業所を利用して一般就労した利用者の割合	—	28.6%	70.0%	40.9%
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	—	60.0%	70.0%	85.7%

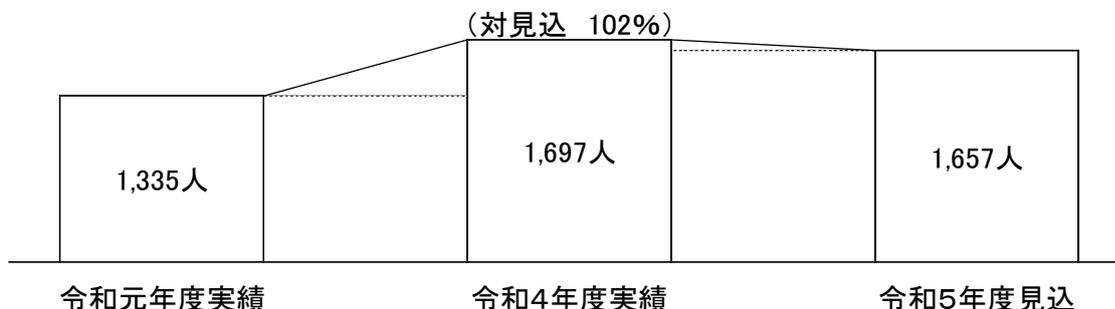
- 県障害者スポーツ大会参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、達成状況を単純には判断できませんが、その他の項目については概ね目標に向けて数が増えている状況です。

項目	平成29年度実績	令和5年度実績	令和5年度目標	達成率
パラスポーツ指導員養成者数	519人	647人	650人	99.5%
県障害者スポーツ大会参加者数	1,131人	693人	1,300人	53.3%
身体障害者補助犬延べ給付頭数（盲導犬等）	81頭	92頭	94頭	97.9%
いしかわ支え合い駐車場登録駐車区画数	1,183区画	1,363区画	1,400区画	97.4%
手話通訳者登録数	93人	109人	120人	90.8%
公益的建築物のバリアフリー化率	67%	74%	80%	92.5%
障害者に配慮した信号機（※）の整備	53%	70%	65%	107.7%

※歩車分離、高齢者感応、歩行者感応、視覚障害者付加装置、音響式視覚障害者誘導装置、LED灯器を交通環境に応じて整備した信号機

○ 令和4年度のグループホーム（共同生活援助）の月間利用者数は 1,697 人となっており、令和5年度の見込量（1,657 人）以上となっています。

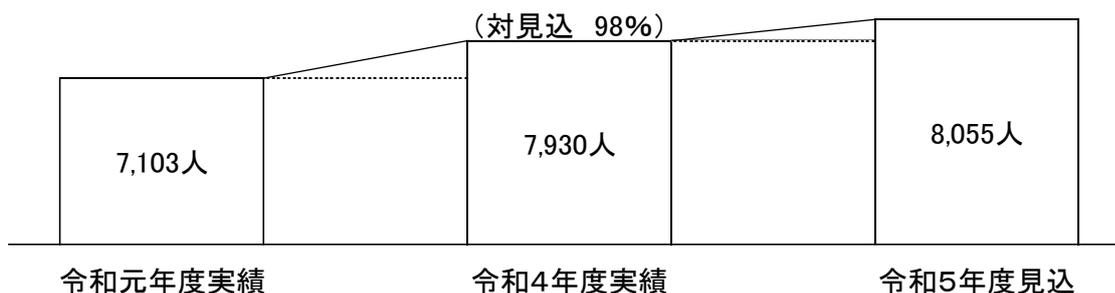
・グループホーム（共同生活援助）利用者数



○ 令和4年度における次の日中活動系サービス（※）の月間利用者数は 7,930 人となっており、令和5年度の見込量に対し、98%に達しています。

※生活介護、自立（機能・生活）訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

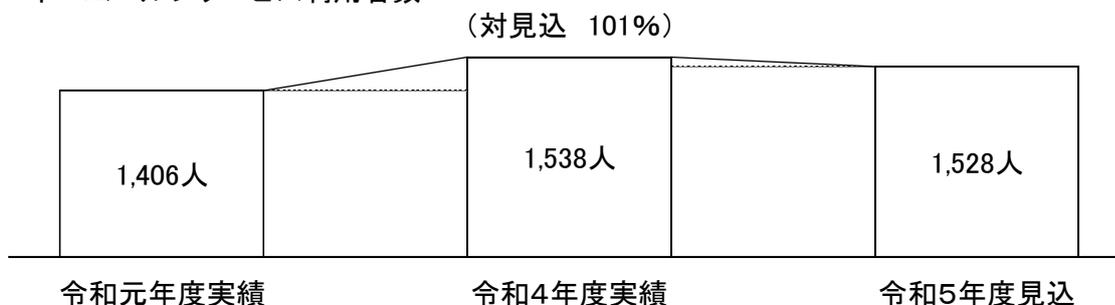
・日中活動系サービス利用者数



○ 令和4年度のホームヘルプサービス（※）の月間利用者数は 1,538 人となっており、令和5年度の見込量（1,528 人）以上となっています。

※ホームヘルプサービス…居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

・ホームヘルプサービス利用者数



## 第3部 施策の推進方策

### 第1章 新たなプランの基本的視点と体系

#### 1 基本的視点

##### (1) 障害者の自立と社会参加の促進

- 「障害者基本法」と「障害者差別解消法」の目的であり、本プランの基本目標である「共生社会の実現」のためには、社会全体が障害及び障害のある人を正しく理解し、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会となるように、障害のある人の自立と社会参加を促進することが重要です。
- 障害のある人の自立と社会参加の促進にあたっては、障害を理由とした差別を解消し、「障害及び障害のある人に対する正しい理解」を深めること、生きがいにつながる社会参加としての「スポーツ・文化芸術活動の促進」、社会参加を支援する「ボランティア、NPOへの支援」、自立への基盤を作る「教育の推進」が求められています。

##### (2) 能力や適性を生かせる環境の整備

- 本プランの基本目標である「能力・適性が発揮できる社会の実現」のためには、障害のある人の特性に応じて能力が十分に発揮できる環境を整備し、障害のある人が地域で自立して暮らすことができるようにすることが重要です。
- 障害のある人が地域で自立して暮らすために、働く意欲のある障害のある人が、就労により収入を得ることができる「働く場の確保と生活の安定」が必要となります。

##### (3) 障害福祉サービス等の充実

- 「障害者総合支援法」の目的であり、本プランの基本目標である「支援体制の整備」を実現するためには、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等を充実することが重要です。

- 障害福祉サービス等の充実にあたっては、障害のある人が自ら選んだ地域で安心して生活することができるように、「保健・医療サービス」や「リハビリテーション」の充実とともに、「介護・外出支援」、「日中活動支援」や「生活環境」の充実が必要です。

また、障害のある人がより良いサービスを選択し、利用することができるよう「相談支援体制」を充実させるとともに、「障害福祉サービス等の質の向上」が必要となってきました。

#### (4) 安全で安心して住みやすいまちづくり

- 障害の有無や年齢に関わらず、安全で安心して生活できる住みやすいまちづくりは、全ての人に共通するテーマです。
- 障害のある人の社会参加活動を制約している社会的障壁を取り除く「バリアフリー社会環境の整備」や、障害のある人が地域で安全に安心して生活ができるように「防災・防犯対策」に取り組むことが必要となってきます。

## 2 施策体系

### 1 障害者の自立と社会参加の促進

- (1) 障害及び障害のある人に対する理解の促進
  - 1) 広報・啓発の推進
  - 2) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待防止
  - 3) 福祉教育の充実と交流活動の推進
- (2) スポーツ・文化芸術活動の促進
  - 1) パラスポーツの振興とレクリエーション活動の充実
  - 2) 文化芸術活動の推進
- (3) ボランティア、NPOへの支援
  - 1) ボランティアの養成と活動支援
  - 2) NPO活動への総合的支援
- (4) 教育の推進
  - 1) 適切な就学支援と教育相談の充実
  - 2) 教育（指導）内容と環境の整備

### 2 能力や適性を生かせる環境の整備

- 働く場の確保と生活の安定
  - 1) 雇用の確保
  - 2) 就労相談・支援の充実
  - 3) 就労の場の整備と雇用、福祉、教育の連携強化
  - 4) 職業能力の開発
  - 5) 年金制度等

### 3 障害福祉サービス等の充実

- (1) 保健・医療サービス等の充実
  - 1) 障害の予防と早期発見、早期治療等
  - 2) 障害者に対する各種医療の確保
- (2) リハビリテーションの充実
  - 1) リハビリテーション提供体制の充実
  - 2) 地域リハビリテーションの推進
  - 3) 福祉用具の普及と支援体制の充実
  - 4) 精神障害に対応した支援体制の充実
- (3) 相談支援体制の充実
  - 1) 地域における相談支援体制の充実
  - 2) 発達障害、難病、高次脳機能障害等に対する専門的相談支援体制の充実

- (4) 障害のある子どもに対する支援の充実
- 1) 障害に応じた療育の推進
  - 2) 医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実
  - 3) 難聴児の早期発見・早期療育の推進

- (5) 介護、外出支援等の充実
- 1) ホームヘルプ（居宅介護）等の充実
  - 2) 外出支援等の充実

- (6) 日中活動支援の充実
- 日中活動支援の充実

- (7) 生活環境の充実
- 生活環境の充実

- (8) 従事する人材の育成と障害福祉サービス等の質の向上
- 1) 障害福祉サービス等の人材の育成・確保
  - 2) 情報公表の推進と障害福祉サービス等の質の向上
  - 3) 虐待の防止

#### 4 安全で安心して住みやすいまちづくり

- (1) バリアフリー社会環境の整備
- 1) 公益的施設等の整備
  - 2) 移動しやすい環境の整備
  - 3) 住宅環境の整備
  - 4) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
  - 5) 視覚障害者等の読書環境の整備
  - 6) ユニバーサルデザインに基づいた環境整備

- (2) 防災・防犯対策の推進
- 1) 防災対策の充実強化
  - 2) 令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨への対応
  - 3) 感染症対策の充実強化
  - 4) 防犯対策の充実強化
  - 5) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

## 第2章 施策の推進方策

### 1 障害者の自立と社会参加の促進

#### (1) 障害及び障害のある人に対する理解の促進

##### 1) 広報・啓発の推進

###### 現状と課題

- 平成26年1月、我が国は、障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しました。
- 条約の批准に先立ち、平成23年7月に障害者基本法が改正され、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが法の目的として新たに規定されました。また、平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に「障害者差別解消法」が制定されました。
- 令和3年夏に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催されましたが、大会を契機とする「共生社会の実現」に向けた機運を一過性のものとすることなく、大会のレガシーとして日本全国に広げていくことが重要となっています。
- アンケート調査では、障害に対する周囲の理解について、前回調査（平成29年）と比較して、「理解が進んでいる」との回答が増加し、「進んでいるが不十分」とする回答も減少したものの、「まったく進んでいない」とする回答も一定程度（約1割）あることから、引き続き、障害や障害のある人への理解について、広報・啓発を進めていく必要があると考えられます。

###### 施策の推進方策

- 「障害者週間」、「障害者雇用支援月間」、「精神保健福祉普及運動週間」、「発達障害啓発週間」、「人権週間」などを通じ、共生社会の実現に向けて、障害及び障害のある人に対する正しい理解を深めるための広報・啓発活動などに取り組みます。
- 障害者ふれあいフェスティバルやパラスポーツに関するイベント等を通じ、障害のある人とない人がふれあう場を提供し、障害及び障害のある人に対する県民の理解の促進に努めます。

- 援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい人が、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」を本県においても配布し、様々な場所で援助や配慮を得られるよう、認知度の向上と普及啓発に取り組みます。また、ヘルプカードの周知に努めます。

＜＜主要事業＞＞

項目	備考
障害者ふれあいフェスティバル	障害のある人とない人がふれあう機会を設け、障害のある人の社会・経済・文化活動等への参加意欲の向上と、県民の障害及び障害のある人に対する理解を高めるため、障害者ふれあいフェスティバルを開催する。
身体障害者福祉大会の開催	障害者週間において、身体障害者福祉の充実と身体障害のある人に対する理解を深めるため、身体障害者福祉大会を開催する。
精神保健福祉普及運動週間	精神障害のある人の早期治療とその社会復帰、自立と社会参加を促進するため、広く県民に対し、精神障害を理解するための普及・啓発を行う。
知的障害者地域支援推進事業	知的障害者に対する理解を促進するために、地域住民と知的障害者がレクリエーション等を通じ、ともに活動するための事業を行う。
ヘルプマーク普及推進事業	外見からは援助や配慮を必要とすることが分かりにくい方等に対して、カバンに付けるなどにより周囲の支援を促す「ヘルプマーク」を配布するとともに、リーフレット等を作成し広く県民への周知を行い、生活の様々な場面で必要な支援を得られる環境を整備する。

## 2) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待防止

### 現状と課題

- 障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も日常生活や社会生活で共に支え合いながら共生する社会の実現を目指すため、令和元年10月から「共生社会づくり条例」が施行されています。
- 令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、これまで努力義務とされていた事業者の「合理的配慮の提供」が令和6年4月から義務化されます。
- 平成23年6月に障害者虐待の禁止等を定めた「障害者虐待防止法」が制定されましたが、近年、法に定められた通報義務の周知が進んできたことなどから、通報や虐待件数は増加傾向にあります。

- 知的障害や精神障害により判断能力が十分ではない人に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を行うための支援、自己決定を尊重する観点からの意思決定支援、成年後見制度の適切な利用など、権利擁護のための取り組みを着実に推進する必要があります。
- 障害福祉サービス等に対する苦情については、障害のある人が弱い立場に立たされることのないように権利と人権の擁護に配慮し、第三者的立場から中立かつ公正に処理することが必要です。

#### 施策の推進方策

- 共生社会づくり条例に基づき、障害のある人もない人も日常生活や社会生活で共に支え合いながら共生する社会の実現を目指し、取り組みを進めています。
- 県障害保健福祉課内に障害者差別や障害者虐待に関する専用の相談窓口「石川県障害者権利擁護サポートデスク」を設置し、専任職員を配置しています。
- 障害福祉サービス事業所等や市町の虐待防止担当者を対象に、虐待防止や虐待対応力の向上を図るための研修を実施します。
- 弁護士や社会福祉士等で構成する「虐待対応専門職チーム」を設置し、権利擁護に関する専門的な相談体制を構築しています。
- 知的障害や精神障害により判断能力が十分ではない人の権利利益を適切かつ確実に保護するために、「成年後見制度」の適切な利用を促進します。
- 知的障害や精神障害により判断能力が十分ではない人に対し、適切な福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理を支援するための取り組みを行います。
- 利用者と障害福祉サービス事業者等の適正な契約の締結を促進するとともに、事業者自らによる苦情受付窓口の設置等、苦情処理体制の整備・確立を推進します。

## <<主要事業>>

項目	備考
障害者差別解消推進事業	障害者差別解消法に基づき、差別解消のための取り組みを効果的かつ円滑に行うためのネットワークや相談体制を整備する。
障害者虐待防止対策事業	障害のある人への虐待の防止や早期発見、早期対応を図るため、虐待防止・権利擁護研修及び虐待対応研修の実施、障害者虐待対応専門職チームの配置、障害者権利擁護サポートデスクの設置などの取り組みを行う。
福祉サービス利用支援事業	知的障害や精神障害により判断能力が十分ではない人に対し、適切な福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理を支援するため、市町社会福祉協議会に生活支援専門員・生活支援員を配置するとともに、相談対応に関する研修会を実施する。

### 3) 福祉教育の充実と交流活動の推進

#### 現状と課題

- 障害のある人とない人が地域社会の中で共に支え合いながら生活するノーマライゼーションの理念が浸透し、障害のある人の自立や社会参加の意識も高まる中、社会的障壁を解消し、障害のある人に対する誤解や偏見をなくす取り組みが重要となっています。
- 障害者権利条約では、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備を求めており、障害の有無に関わらず共に教育を受けられる環境整備を進めるとともに、学校における教育活動を通して共生社会の実現を図ることが大切です。
- このため、日常生活の中で障害のある人とない人が相互にふれあう機会を持つとともに、学校教育においては、ボランティア活動をはじめ、継続的な交流及び共同学習を行うことによって、相互の理解を深める教育を推進していく必要があります。

#### 施策の推進方策

- 特別支援学校において、学校見学や文化祭などの行事を通して地域社会に開かれた学校づくりに取り組むとともに、学校間や地域の人々との交流及び共同学習を拡充し、豊かな教育活動を推進します。
- 児童生徒が障害のある人への理解を深めるため、学校においては、各教科、道徳の時間をはじめ、学校の教育活動全体を通してインクルーシブ教育の推

進に努めます。

- 介護・福祉の仕事に理解を深めてもらうための親子体験会の実施、学校等に介護・福祉の仕事の魅力伝道師を派遣し、福祉の仕事の重要性ややりがいを伝える事業などを通じて、児童生徒の福祉の理解を推進します。
- 障害者ふれあいフェスティバルにおけるステージ発表や作品展の開催、パラスポーツに関するイベント等を通じ、障害のある人となない人がふれあう場を提供し、障害及び障害のある人に対し、県民の理解の促進に努めます。
- 県民が参加する研修や県政出前講座を通じて、障害のある人や障害特性、障害者福祉について理解を深める取り組みを進めます。

#### 《主要事業》

項目	備考
ふれあい交流活動推進事業	特別支援学校と地域の人々や小中学校等との交流及び共同学習を実施し、相互理解を深めるとともに、「石川県特別支援学校ホッと・アッと展」を開催する。
介護・福祉のおしごと親子体験会	小学生やその保護者の方が、介護・福祉の仕事を身近に感じ、介護・福祉の仕事に関心を持っていただくことを目的に、小学生の親子を対象とした体験会を開催する。
介護・福祉の仕事の魅力伝道師派遣事業	介護・福祉の仕事への情熱にあふれ職務経験豊富な方を魅力伝道師として委嘱し、中学・高校等に派遣して介護・福祉の仕事の重要性ややりがいなどの魅力を伝える。
県政出前講座	地域の会合やグループの学習会などの場に職員を派遣し、県政に関する多彩な分野の中から、希望のテーマについて講座を実施する。

## (2) スポーツ・文化芸術活動の促進

### 1) パラスポーツの振興とレクリエーション活動の充実

#### 現状と課題

- 障害のある人が、平素からスポーツやレクリエーション活動に参加することは、健康・生きがいづくりの観点から大切なことです。
- 国際的にはパラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会等が開催されており、東京 2020 パラリンピック競技大会を契機に、ボッチャなどのパラスポーツの認知度が高まり、パリ 2024

パラリンピック競技大会、東京 2025 デフリンピック等の国際大会に向けての機運が高まっています。

- 国においては、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を背景として、平成 27 年 10 月にスポーツ庁を創設し、パラスポーツを含めたスポーツに関連する施策を総合的に推進しています。
- 本県のパラスポーツの振興については、障害のある人の自立や社会参加の促進の観点から、パラスポーツの裾野の拡大に引き続き取り組むとともに、パラアスリートの競技力の向上にも取り組んでいます。
- 今後も、障害のある人が利用しやすいスポーツ施設の整備に努め、パラスポーツの振興を図ることが必要です。また、パラスポーツや障害のある人向けのレクリエーションの普及・促進を図るため、指導者の養成や組織づくりなどに力を入れることが必要です。

#### 施策の推進方策

- パラスポーツの振興を図るため、障害のある人が利用しやすいスポーツ施設の整備や身近な地域でスポーツを楽しむことのできる環境の整備に努めます。
- 県障害者スポーツ協会をはじめとした関係団体と連携し、パラスポーツ教室やフォーラム等を開催することにより、県民にパラスポーツの楽しさ、魅力を知ってもらうとともに、障害のある人のスポーツ活動の裾野拡大を図ります。
- 多くの障害のある人がスポーツ競技に参加し、記録を競い、交流を深める場として、障害者スポーツ大会を開催するほか、県大会の成績優秀者を全国障害者スポーツ大会に県代表選手として派遣します。
- 延べ7か国が県内で事前合宿を実施した東京 2020 パラリンピック競技大会のレガシーや、石川県スポーツ大使の活用を通じて、パラリンピアンと県民の交流機会を創出し、本県におけるパラスポーツの裾野拡大、競技力向上を図ります。
- 障害のある人のスポーツ活動やレクリエーション活動の振興を図るため、スポーツ関係団体、レクリエーション団体、パラスポーツ関係団体、障害者団体、施設等の協力を得て、障害のある人のスポーツやレクリエーションを指導する人材の養成に努めます。

- 「いしかわスポーツ・レクリエーション交流大会」や「太陽と緑に親しむ健民祭（体力づくり県民大会）」は、県民がスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、交流を深める機会であり、障害のある人の参加を促進するため、普及啓発や配慮に努めます。
- デフリンピック及びデフスポーツの認知度向上及び魅力発信のため、東京2025 デフリンピック開催に向けた県内機運醸成イベントを行い、普及啓発に努めます。

#### ＜＜主要事業＞＞

項目	備考
石川県障害者スポーツ大会開催事業	障害のある人が、競技等を通じて、スポーツの楽しさを体験し、機能の回復と体力の維持増強を図るため、石川県障害者スポーツ大会を開催する。
全国障害者スポーツ大会選手派遣事業	障害のある選手が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、障害に対する国民の理解を深め、障害のある人の社会参加を推進することを目的とした全国障害者スポーツ大会に石川県選手団を派遣する。
パラスポーツ普及促進事業	パラスポーツの普及促進のため、スポーツの楽しさや魅力を伝えるパラスポーツフォーラムや県内トップスポーツチームと連携したパラスポーツ体験・交流イベントの開催、パラスポーツ指導員の養成などを行う。
いしかわスポーツ・レクリエーション交流大会の開催	広く県民がスポーツ・レクリエーション活動を楽しみ、その活動を通じて交流を深めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動への輪を広げ、明るく生き生きとした県民生活の一層の充実を図ることを目的とした生涯スポーツイベントを開催する。
パラアスリート育成事業	パラアスリートを育成する競技団体等に対し、全国大会において入賞を果たすために必要な費用を支援する。
パラアスリート支援事業	パラアスリートに対し、国際・全国大会出場や中央競技団体主催の強化合宿に参加するために必要な費用を支援する。

## 2) 文化芸術活動の推進

### 現状と課題

- 平成30年6月に施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」は、文化芸術が障害の有無に関わらず、人々の心に豊かさや相互理解をもたらすものであることを鑑み、障害のある人による文化芸術活動を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じて、障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることとしています。

- 平成 27 年 4 月に施行された「いしかわ文化振興条例」は、障害のある人の文化活動の充実を図るため、障害のある人が文化活動を活発に行うことができるよう、環境の整備その他の必要な施策を講ずることとしています。
- 令和 5 年秋に本県で開催された「いしかわ百万石文化祭 2023」では、多くの障害のあるの方々により、アート作品の展示やステージ演奏などを通じて多彩な個性を発揮され、障害のある方々の文化・芸術活動に関して県民の興味・関心が高まる契機となりました。
- アンケート調査では、半数以上の方が過去 1 年間に文化芸術活動をしたことがないと回答しています。障害のある人が、生活に潤いを持たせるためにも、文化芸術を体験・発表する場や鑑賞する機会を幅広く提供する取り組みが必要です。

#### 施策の推進方策

- 令和 5 年度に本県で開催した「いしかわ百万石文化祭 2023」の意義や成果を引き継ぎ、障害のある人が文化活動を発表する場の提供や、県民が障害者芸術を鑑賞する機会の充実に取り組みます。
- 障害者による文化芸術活動について、障害者芸術文化活動支援センターを中心に、「相談支援」「機会創出」「人材育成」「情報発信」に取り組みながら、領域を横断するネットワークを構築することで、地域における支援体制を強化します。
- 障害者ふれあいフェスティバルにおける、障害のある人の絵画や書、手芸などの作品展示、ステージでのダンスや演奏の発表など、障害のある人の作品や演劇等の文化活動の発表の機会を増やすとともに、施設における文化芸術活動を支援する事業を推進します。
- 障害のある方々のアート作品を日常的に鑑賞することができるよう、障害のある人のアート作品を企業・公共施設等にレンタルする事業などを行い、魅力発信に努めます。
- 芸術大学などと連携し、障害のある人が芸術・文化に親しむ機会の充実に取り組みます。

## <<主要事業>>

項目	備考
障害者文化芸術活動支援事業	障害のある人の自己表現による社会参加支援のため、文化芸術活動を取り入れることに関心のある施設が相互に相談や情報交換をできる体制を整備するとともに、発表機会の拡充のための展示会を開催する。
障害者アート魅力発信事業	障害のある人のアート作品（複製画）を企業等にレンタルし、利用料の一部をアーティストに還元することで新たな作品の創作意欲の喚起を図るとともに、障害のある人の自立や社会参加を促す。
いしかわ障害者アート展	障害のある人の文化活動を発表する場の提供や、県民が障害者芸術を鑑賞する機会の充実に向け、県内から、障害のある人が制作した美術作品を募集し、一堂に展示する。

## (3) ボランティア、NPO への支援

### 1) ボランティアの養成と活動支援

#### 現状と課題

- 障害のある人が地域でいきいきと生活するためには、地域の人々とのふれあいやボランティアによる支援が重要です。また、障害のある人への理解を深めるためには、子どもの頃からボランティア活動の体験や、障害のある人との交流を推進することが大切です。
- 地域の人々が福祉の行事やボランティア活動に気軽に参加できるよう体制を整備するとともに、ボランティア活動を積極的に支援する必要があります。
- 県社会福祉協議会ボランティアセンターでは、市町ボランティアセンターやボランティア団体に対するコーディネート等の支援を実施しています。
- 県民ボランティアセンターでは、ボランティア関係の情報提供や、ボランティア活動保険掛金助成等の事業を通じて、県民がボランティア活動に、より参加しやすい環境づくりを推進しています。

#### 施策の推進方策

- 県社会福祉協議会ボランティアセンターにコーディネーターを配置し、市町社会福祉協議会ボランティアセンターやボランティア団体に対する支援を行います。
- 県民ボランティアセンターを活用し、県民に対するボランティア活動に関する

る相談や情報提供などの取り組みを推進します。

- 点訳ボランティア、音訳ボランティア等の養成に取り組みます。
- 市町と協力し、精神障害のある人の社会復帰活動を援助するボランティア活動の支援に努めます。
- 企業・学生・地域団体に対して、地域支え合い活動に関する知識等の習得を目的とした出前講座等を実施し、福祉ボランティアの確保を図ります。
- 学校教育における特別活動等において、実体験を通してボランティア活動への理解を深めるとともに、学校の授業以外においても、福祉ボランティア体験を行うことや、障害のある人との交流を推進します。
- 障害者ふれあいフェスティバルやパラスポーツに関するイベント等におけるボランティア活動を促進します。

#### ＜＜主要事業＞＞

項目	備考
福祉ボランティアセンター事業	福祉ボランティア活動の活性化を図るため、県社会福祉協議会ボランティアセンターにおいて、市町社会福祉協議会に対するコーディネーター育成研修や、ボランティア団体に対する活動支援を実施する。
ボランティア活動保険料の掛金助成	県民がボランティア活動に、より参加しやすい環境づくりを推進するため、保険料の掛金助成を実施する。

## 2) NPO 活動への総合的支援

### 現状と課題

- NPO法人は、障害福祉サービス事業所等の運営などにおいて、地域福祉の重要な担い手となっています。
- また、バリアフリーまちづくり、精神障害のある人の地域生活支援、盲導犬の育成普及、パラスポーツの振興、バリアフリーツアーの企画など、様々な分野において、障害のある人のニーズに寄り添った活動を行い、地域福祉全体の向上に貢献しています。
- 令和5年12月時点で、保健・医療又は福祉の増進を図る活動分野におけ

る NPO 法人の数は 135 団体となっています。

- 地域における障害福祉サービス等の一層の充実を図るため、これらの事業を実施しようとする NPO 活動への支援が必要です。

#### 施策の推進方策

- 障害者福祉を担うサービスを実施しようとする NPO 法人に対し、石川県 NPO 活動支援センター「あいむ」において、法人の設立や、事業の運営に対する相談などの支援を実施するとともに、NPO 法人が安定した運営を持続できるよう、情報提供や指導・助言、研修の機会の充実等に努めます。
- NPO 法人と行政、企業等の協働を推進します。

### (4) 教育の推進

#### 1) 適切な就学支援と教育相談の充実

##### 現状と課題

- 子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援のためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供することが重要です。また、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援につなげていくことが大切です。
- 平成 25 年 9 月の学校教育法施行令の一部改正により、障害のある児童生徒の就学先を決定する仕組みが改められ、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見などを踏まえて、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなったことから、より一層、適切な就学が行われるよう相談・支援体制の充実が求められます。
- 障害のある幼児・児童・生徒のライフステージ全体を見通して、一貫性のある支援を行っていくため、教育、保健、医療、福祉などの関係機関が、一層連携を深めて対応していく必要があります。
- 教育支援委員会は、適切な就学に向けて指導・助言・支援を行っており、就学後についても引き続きその支援等を行うことが求められています。

### 施策の推進方策

- 特別支援学校において、保護者のニーズに応じて早期からの相談・支援を充実させます。
- 教育、保健、医療、福祉などの関係機関が一体となって、乳幼児期から学校卒業まで、一貫した相談と支援を行う体制を整備し、充実させます。
- 障害のある子どもたちがその能力・特性に応じた教育が受けられるよう、市町の就学支援への適切な指導・助言に努めるとともに、障害のある子どもに対する教育支援連絡協議会の開催や巡回教育相談の実施等により、市町における早期からの教育相談や就学支援の充実を図ります。
- 就学指導担当者の資質の向上を図るため、教育支援連絡協議会を開催するとともに、学校教育法施行令の趣旨及び内容等の周知を図り、就学に関わる必要な指導・助言に努めます。
- 市町教育支援委員会は、障害者基本法の規定を踏まえ、障害の状態及び本人の教育的ニーズを把握するとともに、本人・保護者及び専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、障害のある子ども一人ひとりの適切な就学先の決定に努めます。
- 市町教育委員会は福祉、医療等の関係機関と連携を図りながら、就学前の早期からの相談支援体制を整備し、個別の教育支援計画等を活用した継続的な支援を通して適切な就学に努めます。

### <<主要事業>>

項目	備考
障害のある子の早期教育支援	特別支援学校に幼児教育相談室を設置し、就学前の保護者のニーズに応じた早期からの相談・支援を実施する。
巡回教育・就学相談	障害のある、またはその疑いのある子どもの保護者を対象とした巡回教育・就学相談を県内 18 会場で実施する。

## 2) 教育（指導）内容と環境の整備

### 現状と課題

- 障害者基本法や障害者権利条約を踏まえ、障害のある子どもとない子どもが可能な限り、共に活動し、共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子ども

もがその能力や特性に応じた指導・支援を受けられるよう「多様な学びの場」を用意するインクルーシブ教育の推進が求められています。

- 近年、特別支援教育対象の児童生徒数は増加傾向にあり、これまで以上に、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な支援が求められています。このため、きめ細かな質の高い指導・支援の充実と個別の教育支援計画等を効果的に活用した連続性のある一貫した教育支援体制の整備が必要となっています。
- 特別支援学校においては、地域の専門家との連携や ICT 等を活用した授業改善など、学校全体の専門性の向上と地域の特別支援教育のセンター的機能の一層の強化が求められています。
- 通常の学級においても、発達障害をはじめ、広い範囲で学習面や行動面、対人関係などに困難さがあるため、特別な教育的支援が必要であると判断された児童生徒は、令和6年度の本県小中学校に約7%在籍しているとの調査結果もあり、適切な指導・支援が必要となっています。
- 障害のある生徒の能力や適性に応じた進路実現を図るための、就労支援が求められています。
- 平成28年6月の児童福祉法の改正により、医療的ケアが必要な障害のある子どもが地域において適切な支援を受けられるよう新たに規定されるとともに、平成31年3月には「学校における医療的ケアの今後の対応について」が文部科学省より通知されました。また、令和3年6月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布される等、医療的ケアの実施体制整備の推進が求められています。

#### 施策の推進方策

- 共に支え合う共生社会の実現に向けて、全ての学校・教員の適切な障害者理解を基盤として、児童生徒の相互理解や豊かな人間性を育むため、障害のある子どもとない子どもが共に活動し、共に学び合う交流及び共同学習などを積極的に行っていきます。
- 障害のある子どもとない子どもが、それぞれ授業内容を理解し、学ぶ喜びや充実感を実感できるよう、視覚教材の活用や授業内容のスケジュールを示すなどの授業のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、障害のある子ども一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供を行います。

- 特別支援学校においては、障害のある子ども一人ひとりの将来の自立と社会参加を目指し、地域の医療・福祉機関等と連携した個別の教育支援計画を作成・活用し、小学部から高等部までの一貫性・系統性のある教育を実施します。
- 小中学校において、発達障害など通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子どもに対し、適切な指導支援が実施されるよう、校内委員会の活性化を図るとともに専門相談員の派遣や専門家チームの設置、通級指導教室の開設など支援の充実に努めます。
- 特別支援教育に関する研修の体系化を図る中で、研修を充実させ、指導の専門性を高めます。
- 特別支援学校高等部においては、地域のハローワーク及び協力企業との連携・協力のもとに、生徒の可能性を伸ばす新たな職種と職場実習先の開拓に取り組むとともに、一般就労を目指す生徒に対して、技能の向上と定着を図る作業能力技能検定を実施するなど、職業教育の充実と一般就労率の向上に努めます。
- 医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒が、障害等の状況や教育的ニーズに応じた教育が受けられるよう、看護師を配置するなど、特別支援学校における医療的ケアの実施体制整備に努めます。

〈〈主要事業〉〉

項目	備考
特別支援教育体制整備推進事業	発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒を支援するため、小中学校等の要請を受けて、特別支援学校の専門相談員を派遣するとともに、専門家チームを設置する。
生徒指導・発達障害サポートチーム派遣事業	県立高校からの要請に応じて、生徒指導・発達障害サポートチームを派遣し、学校を支援するとともに、発達障害アドバイザーが定期的に学校を訪問し、相談・支援を行う。
障害のある生徒のインターンシップ促進事業	特別支援学校の進路指導の充実を図るため、地域の企業・関係機関と連携した雇用促進セミナーや職場実習を実施するとともに、就労サポーター及び外部講師を派遣する。
いしかわ版特別支援学校技能検定事業	清掃等の作業能力技能検定を実施することにより、特別支援学校高等部生徒の就労への意欲や技能向上・定着を目指し、更なる職業能力の育成を図る。
重度重複支援事業	日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置する。

## 2 能力や適性を生かせる環境の整備

### ○ 働く場の確保と生活の安定

#### 1) 雇用の確保

##### 現状と課題

- 平成28年4月に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」の施行により、雇用の分野において障害のある人に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。また、平成30年4月の改正では、障害者雇用義務の対象に、新たに精神障害のある人が追加されました。
- 民間企業の法定雇用率は、令和6年4月に2.3%から2.5%に引き上げられます。(令和8年7月には2.7%に引き上げられる予定)
- 令和5年6月現在、県内の民間企業では、4,675.5人の障害のある人が雇用されています。県内の民間企業における障害のある人の実雇用率は2.49%であり、調査時点の法定雇用率を上回っている状況となっています。
- 今後の法定雇用率の段階的な引き上げに向けて、ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなど地域の関係機関と密接に連携しながら、引き続き障害のある人の雇用拡大に向けた取り組みを強化する必要があります。
- 令和6年4月から地方公共団体に係る障害者雇用率が2.6%から3.0%に引き上げられることとなりました。(経過措置として、令和8年6月までの間の法定雇用率は2.8%)

##### 施策の推進方策

- 障害のある人を対象とした合同就職面接会の開催等により、就職機会の拡大を図ります。
- 障害者職場実習制度、職場適応訓練制度等の活用により、就職率の向上を図ります。
- 障害者雇用に積極的な企業等を「いしかわ障害者雇用推進カンパニー」として認定しているほか、障害者雇用優良事業所や優秀勤労障害者を表彰することにより、障害者雇用に関する県民の関心と理解を深め、雇用の拡大と定着につなげます。

- 障害者雇用に向けたコンサルタント派遣や障害者雇用支援アドバイザーの配置、セミナー等の開催により、障害者雇用の意識の醸成、普及啓発を図ります。
- 県における障害のある人の雇用については、障害の特性に応じて、その能力や適性を生かせるよう職場環境の整備や積極的な採用に努めます。

<<主要事業>>

項目	備考
障害者雇用促進事業	障害者雇用に対する理解促進を図るため、障害のある人を多数雇用した事業所等の表彰、障害のある人を多数雇用している企業を広く周知するためのシンボルマークの交付、障害者雇用積極的に取り組んでいる企業等の見学会を開催する。
障害者職場実習	障害のある人と事業主の相互理解を深め、障害のある人の雇用促進を図るため、本格的に雇用される前に、実際の職場で1ヶ月以内の実習を行う。
障害者雇用拡大事業	障害者雇用の意識の醸成、普及啓発を図るため、業務の切り出しや職場定着等を助言するコンサルタントの派遣、障害者雇用支援アドバイザーの配置、セミナー等を開催する。
職場適応訓練	障害のある人などの就職困難者に対し、雇用見込みのある事業所で6ヶ月以内の訓練を行い、実際の作業環境に適応しやすくするとともに、事業主に対して理解を深めてもらうことにより、雇用促進を図る。

## 2) 就労相談・支援の充実

### 現状と課題

- ハローワークでは、障害のある人への職業相談・職業紹介を行っています。また、障害者職業センターでは、ハローワークと連携しながら、障害のある人の就職あるいは職場適応に必要な能力・課題の評価や障害のある人及び障害のある人を雇用する企業等への相談・支援を行っています。
- 障害者就業・生活支援センターでは、障害のある人からの就労相談に応じ、ハローワーク等と連携しながら、障害のある人の一般就労への移行を支援しています。
- 障害者総合支援法の改正により、障害のある人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望や就

労能力、適性等に合った選択を支援する新たな障害福祉サービス「就労選択支援」が創設されます。

#### 施策の推進方策

- 障害のある人のための就労支援は、求職から定着まで一人ひとりの適性や障害の状態にあわせたきめ細かな支援が必要であることから、就労支援機関の連携強化に努めます。
- 一般の従業員を対象に、精神障害、発達障害について正しく理解し、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）になってもらう養成講座を開催することにより、精神障害や発達障害のある人にとって働きやすい職場環境づくりを推進します。
- 県内3カ所にある障害者就業・生活支援センター、ハローワークと難病相談・支援センター等が連携し、障害のある人の就業及び生活に関する指導・助言、職業訓練のあっせんなどを行い、障害のある人の職業生活と地域生活の安定を図ります。
- 一般就労した人が安心して職場や地域生活に適應できるよう、「就労定着支援」の整備を促進します。

#### ＜＜主要事業＞＞

項目	備考
障害者就業・生活支援センター運営事業	各地域に障害者就業・生活支援センターを設置し、企業等への就労を希望する障害のある人に対し、希望に合った職場探しや職場への定着、就労に伴う日常生活上の相談支援などの一体的な支援を実施する。
心身障害者就業資金貸付金	常用労働者として就職又は開業した障害のある人に対し、就業準備に必要な資金を貸与することにより、就業の促進と職業生活の安定を図る。

### 3) 就労の場の整備と雇用、福祉、教育の連携強化

#### 現状と課題

- 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）等の就労支援事業所と障害者就業・生活支援センターやハローワーク等とが連携して、就労支援を行っていくことが重要です。
- 就労の有無を尋ねたアンケート調査では、「働いている」と回答した割合は、

知的障害のある方が最も高く（42.9%）、次いで精神障害（35.6%）、身体障害（24.2%）のある方となっています。

- 就労先については、身体障害、精神障害のある方は「会社」、知的障害のある方については「就労支援事業所」と回答した割合が最も多くなっています。前回調査（平成29年）と比較して、精神障害のある方の就労先として「会社」の割合が大きく増えています。
- 特別支援学校卒業者の進路に関しては、一般就労した生徒の割合は約30～40%で推移しており、引き続き個別の就労に関する課題や適性を把握し、在学中から雇用や福祉と連携した職業教育のさらなる充実を図ることが必要です。
- 障害のある人に雇用契約に基づき就労の場を提供する「就労継続支援A型事業所」では、平成29年の制度改正により、生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が利用者に支払う賃金の総額以上になること（自立支援給付からの賃金支払いは原則禁止）とされています。
- 国は、障害のある人の新たな就労の場として農業分野に注目し、厚生労働省と農林水産省が連携して「農福連携」の取り組みを推進しています。
- 「石川県工賃向上計画」に基づき、就労継続支援B型事業所等の工賃向上に向けた取り組みを進めており、一人あたりの平均工賃月額は、令和4年度実績で16,419円となり、全国平均より低い水準にあります。

#### 施策の推進方策

- 就労支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、障害者職業センター及び特別支援学校との連携強化に努めます。
- 生産活動の収益が低く、運営の健全化が必要な就労継続支援A型事業所に対しては、「経営改善計画」の作成など必要な指導を行っています。
- 「石川県工賃向上計画」に基づき、就労継続支援B型事業所等で働く方々の工賃向上を図るため、施設が農家から農作業を受託する農福連携事業、高齢者施設等から清掃やシーツ交換などの作業を受託する福福連携事業に取り組みます。

<<主要事業>>

項目	備考
農福連携による障害者就労支援事業	障害のある人の就労機会の拡大のため、施設が収穫期等の繁忙期に農家から農作業等を受託する取り組みのマッチングを支援する。
福福連携による障害者就労支援事業	障害のある人の就労機会拡大のため、施設が高齢者施設等において、清掃・シーツ交換等を受託する取り組みのマッチングを支援する。

#### 4) 職業能力の開発

##### 現状と課題

- 県内には、障害者職業能力開発校のほか、障害者職業センターが設置されており、ハローワークとの連携により、職業能力の開発や職業準備支援等が行われています。
- 障害のある人が、個々の能力や障害の程度に応じた職種について基礎的な知識・技能を習得し、職業的自立を図るために、職業能力開発の機会が確保されることが重要です。

##### 施策の推進方策

- 障害者職業能力開発校において、障害の特性と適性に応じた訓練科目の見直しや増加する精神障害のある人への対応の在り方を検討します。
- 障害のある人に対する職業能力開発の機会の拡大を図るため、障害のある人を対象として行う職業訓練を民間教育訓練機関に委託して実施し、就職を促進します。

<<主要事業>>

項目	備考
石川障害者職業能力開発校の運営	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害のある人に対し、その障害特性に応じた職業訓練を実施する。
障害者職業能力開発推進事業	身近な地域で職業訓練を受講できるよう、民間教育訓練機関に職業訓練を委託し、訓練機械の拡大を図る。また、特別支援学校の在校生に対する職場実習等の訓練を実施し、就職の促進を図る。

## 5) 年金制度等

### 現状と課題

- アンケート調査によると、障害のある人の主な収入源は、年金の割合が最も高くなっています。また、年収については、80%以上が 250 万円未満と回答しています。
  
- 障害のある人が、安定した生活を送るために、年金、手当制度、各種料金の減免等があります。
  
- また、障害のある人に必要な資金を低利で貸し付ける「生活福祉資金貸付制度」、保護者の相互扶助制度である「心身障害者扶養共済制度」、さらに税の減免及び公共交通機関の割引制度等があり、生活の安定に寄与しています。

### 施策の推進方策

- これらの制度の対象となる方が必要な時に制度を利用することができるよう、周知に努めます。

### <<主要事業>>

項目	備考
特別障害者手当等給付事業	在宅の重度障害のある人に対して福祉の向上を図るため、各種手当を支給する。(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当)
心身障害者扶養共済事業	障害のある人の保護者が死亡または重度障害になった場合、障害のある人の生活の安定のため、年金を支給する心身障害者扶養共済制度を運営する。

### 3 障害福祉サービス等の充実

#### (1) 保健・医療サービス等の充実

##### 1) 障害の予防と早期発見、早期治療等

###### 現状と課題

- 乳幼児期の障害の予防と早期発見のため、妊婦・乳幼児健康診査や新生児に対する先天性代謝異常等検査、聴覚検査等の母子保健施策に取り組んでいます。
- 県では重度の妊娠高血圧症候群や切迫流産などのリスクの高い妊婦に対し、高度周産期医療の提供と保健指導を実施することにより、障害の予防に努めています。
- 脳血管疾患や心疾患は介護を要する状態となる主な原因疾患となっています。これらの疾患からの障害の発生を予防するには、危険因子となる高血圧、脂質異常症、糖尿病などの予防や重症化予防を図る必要があります。

###### 施策の推進方策

- 乳幼児期の疾病や障害を早期に発見し、その軽減や治癒を図るため、妊婦・乳幼児健康診査や新生児のスクリーニング検査等の充実を図るとともに、健診・検査精度の向上に努めます。
- 未熟児、疾病や障害のある乳幼児、その保護者等の支援体制の強化と健康相談の充実を図ります。
- 県立中央病院において、周産期医療を担う総合母子医療センターの機能を充実させ、安心して生み育てることができる環境整備に取り組みます。
- 全ての県民が生涯にわたり健康で自立した生活ができる社会の実現を目指し、健康寿命の更なる延伸に向け策定した「いしかわ健康フロンティア戦略」に基づき、健康増進対策、生活習慣病予防対策、介護予防対策等の取り組みを一体的に推進します。
- 脳血管疾患や心疾患等の発症予防のためには、主要な危険因子である高血圧、脂質異常症、糖尿病等の管理が重要であることを普及啓発するとともに、危険因子のコントロール不良者など、必要に応じてかかりつけ医や専門医等と連携した保健指導体制づくりを推進します。

- 糖尿病は、新規人工透析導入の主要な原因疾患であることから、糖尿病の発症予防及び重症化予防の取り組みを推進します。

＜＜主要事業＞＞

項目	備考
総合母子医療センターの運営事業	県立中央病院において、周産期における母体、胎児及び新生児の総合的かつ高度な治療を実施する。
周産期医療対策推進事業（周産期医療関係者研修会の開催）	周産期医療関係者の資質の向上、周産期医療体制の推進を図るため、研修会を開催する。

## 2) 障害者に対する各種医療の確保

### 現状と課題

- 近年、医学の進歩や医療機器等の開発により、障害のある人に対する医療やリハビリテーションの充実が進んでいます。
- 障害のある人に対して、障害を軽減するために、専門医療機関で治療を受けやすくする必要があります。
- 障害のある人が、在宅生活を継続しながら生活の質を高めるため、通院や訪問診療、訪問看護を受けやすくすることが重要です。
- 障害のある人は、障害の種類や程度によって、自身で十分な口腔清掃を行えない場合があり、むし歯や歯周病のリスクが高くなる傾向があるため、県歯科医師会等の関係機関と連携しながら歯と口腔の健康づくりに取り組んでいます。
- 県歯科医師会では、「石川県口腔保健医療センター」を運営し、全身麻酔下での歯科治療に対応する等、地域の診療所での治療が困難な障害のある人・子どもを対象とした歯科診療を行っています。

### 施策の推進方策

- 身体障害を軽減するとともに、症状の進行を抑制するための人工透析療法、人工関節置換術などを行う更生医療、育成医療及び精神疾患に対する通院による継続的な治療を行う精神通院医療といった自立支援医療を提供します。
- 「石川県医療計画」に基づき、医療提供体制の整備や保健・医療従事者の確

保・資質の向上などに取り組みます。

- 人工透析を受けている人の医療の確保や、災害時にも対応できる体制づくりについて検討します。
- 臓器移植等の一層の推進を図るため、啓発活動やコーディネーターを通じ、ドナーの確保に努めます。
- 精神障害のある人が、地域で安心して生活することができるよう精神科医療機関や訪問看護ステーションと連携し、訪問支援の充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携を推進し、地域生活支援の充実に努めます。
- 精神障害のある人の救急医療の確保や、休日・夜間に緊急医療を必要とする在宅の精神疾患患者に迅速に対応するため、精神科救急医療システムの運営について維持・充実を図ります。
- 生涯にわたり歯と口腔の機能を維持・向上させることは、食べることや話すことなど、生活の質を保つことと深くかかわっているため、「いしかわ歯と口腔の健康づくり推進計画」に基づき、障害のある人等の配慮が必要な方に対する歯と口腔の健康づくりを推進します。
- 定期的に歯科検診や歯科医療等を受けることが困難な障害のある人・子どもの口腔機能を維持・向上させるため、かかりつけ歯科医や石川県口腔保健医療センター等による歯科訪問診療や訪問歯科衛生指導等を推進します。

#### <<主要事業>>

項目	備考
更生医療費給付事業	身体障害のある方（18歳以上）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行う。
育成医療費給付事業	身体に障害のある子どもで、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行う。
精神障害者通院医療費給付事業	精神医療機関に通院している精神障害のある人の医療費の自己負担を軽減するため、精神障害者通院医療費を給付する。
心身障害者医療費助成事業	重度障害のある人の経済的負担軽減を図るため、医療費自己負担分を助成する。

項目	備考
精神科救急医療体制整備事業	休日及び夜間等における緊急な精神医療を必要とする精神疾患患者に対応するため、精神科救急医療システムの運営を行う。

## (2) リハビリテーションの充実

### 1) リハビリテーション提供体制の充実

#### 現状と課題

- 医学的リハビリテーションは急性期、回復期、生活期に分けられ、急性期、回復期には集中的なリハビリテーション医療が提供される必要があります。また、生活期においては地域でのリハビリテーション提供システムが重要となります。
- 障害のある人が身近な地域で必要なリハビリテーションを受けられるよう、地域での支援体制等の充実が必要です。特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意する必要があります。
- 全ての障害のある人のための医学的、教育的、社会的、職業的リハビリテーションが提供できる地域でのシステムづくりが必要です。

#### 施策の推進方策

- 従来からの身体、知的、精神障害のある人に対するリハビリテーション支援に加え、発達障害、高次脳機能障害、難病患者等を含めた総合的なリハビリテーション支援体制を整備します。
- リハビリテーションセンターにおいて、最新の診断・治療機器を導入し、在宅復帰に向けて、より効果的な急性期、回復期リハビリテーション医療を提供します。

#### <<主要事業>>

項目	備考
リハビリテーションセンター企画運営費	医療・保健・福祉に従事する専門職員の技術向上を図り、医療機関、教育機関、施設、在宅等でのより効果的なリハビリテーションサービスを推進することを目的として、リハビリテーションに関する情報提供や各種研修会を実施する。

## 2) 地域リハビリテーションの推進

### 現状と課題

- 病気やけがにより、病院で医学的リハビリテーションを受けた人が、地域で生活するためには、切れ目のないリハビリテーションをそれぞれの地域で提供できる体制が必要です。
- 障害のある人の日常生活、就学、就労、余暇活動における自立や社会参加の向上を図るとともに、福祉サービスの充実やバリアフリー化の推進など自立支援に向けた地域基盤の整備が必要です。

### 施策の推進方策

- 地域の医療、保健、福祉、教育、就労機関等に対してリハビリテーション技術の普及、リハビリテーション担当職員の人材育成のための研修等を実施します。
- 市町職員や障害福祉サービス事業所等の職員に対する研修を行い、障害のある人の在宅及び施設における日常生活動作のリハビリテーションに関する知識・技術の向上と、リハビリテーション専門職との身近な関係づくりの強化を図ります。
- 障害のある人が、医療機関からの退院後も地域で安心して生活できるよう、医療・保健・福祉関係機関のネットワークづくりを支援します。
- 社会のバリアフリー化に向けた相談、指導及び研修会を実施します。

### <<主要事業>>

項目	備考
地域リハビリテーション推進事業	地域の医療、保健、福祉、教育、就労に関する機関に対して、リハビリテーション技術の支援及びリハビリテーション専門職の人材育成のための支援を実施する。
障害(児)者の自立に向けた支援機関連携モデル事業	県内全域に福祉用具等を用いたリハビリテーション技術支援のネットワークづくりを推進し、各地域での相談支援体制の充実を図る。

## 3) 福祉用具の普及と支援体制の充実

### 現状と課題

- 身体障害者更生相談所やリハビリテーションセンターが連携し、市町や医療機関、福祉用具サービス事業所、補装具取扱業者等が調整困難な高度な福祉用

具の適合相談を行なうとともに、バリアフリー体験住宅「ほっとあんしんの家」等の活用により福祉用具や住宅改修の技術普及に努めています。

- 補装具、日常生活用具等の福祉用具は、障害のある人の自立生活及び介護者の負担軽減を図るために必要不可欠です。その選定に当たっては、本人の心身状態はもとより、介護者、住環境、社会環境にも十分考慮した適合技術が必要となります。
- 障害のある個人々人への支援の蓄積から、リハビリテーション工学支援技術の体系化が図られるとともに、住宅改修や福祉用具適合等のテキストが作成され、市町の担当者や医療・福祉機関の専門職、建築業者、企業等の育成に広く活用されています。今後とも工学支援技術のさらなる普及拡大が必要です。
- 障害のある人や介護者のニーズに対応した福祉用具や、住環境に関するリハビリテーション工学支援技術の専門体制の整備を進めることにより、障害のある人の自立支援を図ることが重要です。

#### 施策の推進方策

- リハビリテーションセンター・バリアフリー推進工房を拠点に、福祉用具の研究開発、技術普及、情報提供及び専門相談・技術支援体制を整備します。さらに、最新の福祉工学技術を活用し、重度障害のある人を中心に各々の身体特性に応じた、きめ細かな技術支援体制を整備します。
- 市町を中核として、県内各地に福祉用具等を用いたリハビリテーション技術支援のネットワークづくりを推進します。また、補装具等を活用したリハビリテーション技術支援ができる人材育成を図ります。
- リハビリテーションセンターに高度な福祉用具等を整備し、市町や関係施設の職員、リハビリテーション専門職、福祉用具専門相談員等に対する福祉用具活用のための知識・技術に関する研修を強化するとともに、福祉用具等の利用支援に積極的に取り組むよう働きかけを行っていきます。
- 障害のある人の職場や学校等のバリアフリー化や、福祉用具を利用した就労、就学支援を進めます。

## <<主要事業>>

項目	備考
バリアフリー推進工房事業	既製品では対応できない福祉用具や住宅改修等に関する技術支援を通して、より確かなニーズを把握し、福祉用具、住環境、ユニバーサルデザイン製品の研究開発及び企業・行政等への技術支援を実施する。
福祉用具研修・普及事業	高齢者や障害のある人の日常生活、就労・就学環境における自立度の高い活動及び介護者の在宅・介護・看護現場における負担軽減を促進するため、ほっとあんしんの家や最新の福祉用具を活用し、技術普及、意識啓発を実施する。
自立支援機器スペシャリスト人材育成	各地域での確なりリハビリテーション技術支援のコーディネートができる人材及び補装具等を活用したリハビリテーション技術支援ができる人材の育成を図る。

## 4) 精神障害に対応した支援体制の充実

### 現状と課題

- 平成16年9月に精神保健福祉対策本部で策定された「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心へ」という理念が示されて以降、精神保健医療福祉において様々な施策が実施されています。
- 平成29年2月に取りまとめられた「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書では、「地域生活中心」という理念を基軸としながら、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを新たな理念として示されました。
- 平成30年3月に、精神障害のある人が退院後に継続的な医療等の支援を確実に受けられるよう、「精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が国から発出されました。
- 令和3年3月に取りまとめられた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書では、同システムの構築においては、日常生活圏域を基本とし、市町村などの基礎自治体を基盤として進めること等について盛り込まれ、必要な諸制度の見直し等が行われました。

### 施策の推進方策

- 障害福祉圏域や市町ごとに設置する保健、医療、福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町など

との重層的な連携による支援体制を強化します。

- 精神障害のある人の地域における住まいの場としての共同生活援助（グループホーム）の整備を促進します。
- 「石川県精神障害者退院後支援マニュアル」に基づき、精神障害のある人で退院後に地域生活支援が必要な人には、各保健所において支援計画を作成し、精神科医療機関や地域援助事業者、市町等と連携し支援を行います。
- 相談支援事業所や医療機関など関係機関と連携し、精神障害のある人の地域生活の支援を推進します。
- ピアサポーターがその特性を活かし積極的に活動できるよう、その役割や活動内容を周知するとともに、ピアサポーターの活用の推進に努めます。
- 家族への支援については、家族が抱える課題等を共有できる場や、それぞれのニーズに合った支援体制づくりの促進に努めます。また、家族会等の関係者と連携し、必要なサービスについて情報提供します。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるには、地域住民の理解や支えが必要であり、地域住民がメンタルヘルスの問題を正しく理解するための普及啓発の取り組みを推進します。

#### <<主要事業>>

項目	備考
精神障害者地域生活支援事業	精神障害のある人が、地域において安心して自分らしく暮らすことができるように、地域体制整備コーディネーターの配置、地域生活支援会議の開催、ピアサポーター活用の推進、心のサポーターの養成などの支援体制の整備を行う。

### （3）相談支援体制の充実

#### 1）地域における相談支援体制の充実

##### 現状と課題

- 障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ることが重要です。

- 「障害者総合支援法」の改正により、令和6年度から、相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障害のある方からの相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置が市町の努力義務となります。
- 相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の強化に向け、相談支援事業所や地域において指導的役割を担う「主任相談支援専門員」の育成を進めて行く必要があります。
- 自ら意思を決定することに困難を抱える障害のある人が日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が策定されています。
- 矯正施設の入所者の中には、高齢である又は障害があるため、福祉的な支援を必要とするにも関わらず、福祉サービス等を受ける準備がないまま退所し、再び罪を犯してしまうことが指摘されています。県では、地域生活定着支援センターを設置し、福祉の支援が必要な退所予定者に対して、退所後すぐに福祉サービス等が利用できるよう相談支援等を行っています。
- 身体障害者相談員及び知的障害者相談員は、市町が委嘱し、障害のある人や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を行っています。

#### **施策の推進方策**

- 市町における障害のある人やその保護者からの相談に対し、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、リハビリテーションセンター、こころの健康センター等の機関において、専門的な立場で支援・協力を行うとともに、複数圏域にわたる困難事例の解決に対し、調整などの支援を行います。
- 地域の支援体制づくりに重要な役割を担う市町自立支援協議会の運営活性化につなげていくため、県自立支援協議会に相談支援部会を置き、地域における課題を把握し、市町もしくは市町自立支援協議会に対して助言を行います。
- 市町の「基幹相談支援センター」の設置を支援し、地域における相談支援体制の強化に努めます。
- 市町と連携しながら、相談支援事業所の設置や地域において指導的役割を担う「主任相談支援専門員」の育成を推進します。

- 施設入所者や入院患者の地域移行を進めるため、地域移行支援を行う一般相談支援事業所の確保に努めます。
- 地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設に入所している福祉の支援が必要な障害のある人などが、退所後、適切に福祉サービス等を利用し円滑に社会復帰が出来るよう、入所中から保護観察所や福祉関係機関等と連携して支援を行います。
- 身体・知的障害者相談員の相談対応能力の向上と、相談員間の連携を図るため、研修会を開催するとともに、市町と協力し、身体・知的障害のある人の相談支援体制の充実に向けた支援に努めます。

＜＜主要事業＞＞

項目	備考
障害者相談員研修事業	身体障害者相談員、知的障害者相談員が、相談指導業務を遂行する上で必要な知識を習得するための研修を実施する。

2) 発達障害、難病、高次脳機能障害等に対する専門的相談支援体制の充実

現状と課題

- 発達障害、難病、高次脳機能障害などの専門的相談・対応について、さらに充実させる必要があります。
  - ① 発達障害
    - 発達障害は社会で理解されにくい障害であることから、早期に発見し、療育、教育、就労等様々な支援の体制をさらに充実させる必要があります。
    - 発達障害を早期に発見し、速やかに相談支援などにつなげる機会として、市町が実施主体となった乳幼児健康調査があり、保護者への相談対応や専門機関への紹介などが行われています。
    - 県では、こころの健康センターにある発達障害支援センターと、県の委託事業所である発達障害者支援センターパースの2カ所において、発達障害に関する相談等に対応しています。
    - ペアレントメンターの養成や活動への支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等に取り組むことが求めら

れています。

## ② 難病

- 「障害者総合支援法」では、難病も障害福祉サービス等の対象とされており、福祉関係者による特性の理解や医療、福祉両面からの継続的な支援が求められています。
- 平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、難病に係る公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立、難病の医療に関する調査及び研究の推進などが規定されるとともに、県においても、難病に関する必要な施策を講ずるよう努めることとされました。
- 難病相談・支援センターや保健福祉センターにおいて、難病や小児慢性特定疾病の患者や家族の方の相談に応じ、安心して療養生活を送れるよう支援を行っています。

## ③ 高次脳機能障害

- 高次脳機能障害は、外見から障害が分かりにくい障害特性に加え、法的にも明確な位置づけがなされていないことから、既存の制度体系の中では、訓練や生活支援などの必要なサービスにつながりにくくなっています。
- 高次脳機能障害相談・支援センターでは、当事者やその家族への相談対応や、関係機関と連携し、地域で安心して充実した生活を送ることができるよう必要な支援を行っています。
- 高次脳機能障害は、周囲に障害の特性が理解されにくく、就労などの社会参加や日常生活に困難を抱える人が多いことから、障害の正しい理解を促進するための普及啓発活動が必要です。

## 施策の推進方策

### ① 発達障害

- 発達障害者支援体制推進会議において、より具体的な支援体制の整備について検討を進め、発達障害者支援センターを中核に、身近な市町においても情報提供や助言など基本対応ができるよう、相談支援体制の整備に向けた取り組みを更に推進します。
- 早期発見や早期療育のための体制を整え、各ライフステージを通じて継続的な支援が可能となるように支援機関のネットワークを充実させます。

- 一般県民を対象とした発達障害に関する講演会やパンフレットの作成による広報活動、研修会などを行い、障害に対する理解を深めるとともに、支援者の資質の向上に努めます。
- 県立金沢産業技術専門学校では、発達障害のある人を対象とするワークサポート科を開設しており、障害の特性や能力に配慮した技能訓練や社会訓練を行うことで、それぞれに応じた就労と社会的自立を目指します。
- 当事者としての共感や傾聴、情報交換を行うペアレントメンターの育成等、家族支援の充実と相談体制の構築を図ります。

## ② 難病

- 難病相談・支援センターでは、患者や家族等からの相談対応のほか、難病に関する講演会・研修会の開催、ピアサポート支援、医療福祉情報の提供などを行っており、今後とも相談や支援の拠点としての充実強化を図ります。
- 保健福祉センターは、地域の医療機関や市町等の関係機関と連携して、難病や小児慢性特定疾病の患者の在宅療養等の支援を行います。
- 「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、指定難病の患者に対して医療費助成を行っており、平成 30 年度に難病診療連携拠点病院を指定したほか、指定医療機関や指定医の指定・登録、指定医研修の実施などにより、難病患者が適切に医療を受けることができる体制整備に努めます。
- 医療機関、保健福祉センター、難病相談・支援センターなどでの情報提供により、難病患者に対して障害福祉サービス等の活用を促進するとともに、障害福祉サービス等の職員への研修を行う際には、難病の特性に応じた適切な支援について十分に理解が図られるようにします。

## ③ 高次脳機能障害

- 高次脳機能障害の正しい理解を普及・促進するための講演会やシンポジウムの開催、ホームページやリーフレットによる情報発信などの普及啓発活動に取り組みます。
- 高次脳機能障害相談・支援センターにおいて、当事者や家族向けの教室などの開催により当事者と家族が障害の特性を正しく理解するための取り組みを進めるとともに、医療、福祉サービス従事者等に対する研修会を開催すること

で、関係職員の資質の向上に努めます。

- 高次脳機能障害の支援関係者が集まる連絡会を開催し、各機関の役割や実態を理解し、支援上の課題や連携について検討することで関係機関のネットワークを強化します。
- 高次脳機能障害の早期発見・早期支援及び高次脳機能障害の特性に応じた支援サービスの提供を図るため、協力医療機関（医療機関、リハビリテーション機関等）及び専門支援機関（就労支援機関、教育機関等）の確保・明確化を目指します。

＜＜主要事業＞＞

項目	備考
発達障害者職業能力開発推進事業	金沢産業技術専門学校に発達障害者を対象とした訓練コースを設置し、就職に必要な知識・技能の習得を図る。
発達障害者支援体制整備事業・発達障害等相談支援従事者育成事業	身近な市町で発達障害支援に関する情報提供や助言など基本的対応ができるよう、人材育成を含め県内の支援体制整備を推進する。
難病相談・支援センター事業	難病に関する総合的な相談・支援の拠点として、難病相談・支援センターを設置し様々な相談に応じるとともに、患者交流会等の活動支援や患者・関係者等に対する研修会の開催、普及啓発事業等を実施する。
難病患者地域支援対策推進事業	各保健福祉センターで相談や訪問指導、地域患者交流会等を実施する。
高次脳機能障害相談支援事業	高次脳機能障害に関する専門的な相談支援を行うため、高次脳機能障害相談・支援センターを設置し、情報発信の充実、高次脳機能障害の対応方法等に関する研修を実施する。

#### （４）障害のある子どもに対する支援の充実

##### 1) 障害に応じた療育の推進

###### 現状と課題

- 障害のある子どもの成長と社会参加のためには、特性に応じた専門的な支援や訓練が重要です。早期に障害を発見し、適切な支援を行うことで、発達を促進し、障害の軽減を図ることができます。
- 障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援体制を構

築する必要があります。

- 障害のある子どもが身近な地域で、日常生活における基本動作の習得や、集団生活に適応するための訓練を提供する児童発達支援や放課後等デイサービスの整備が進んでいます。
- 障害のある児童も、成長した後は、大人として個を尊重され、成人に相応しい環境の中で過ごすことが求められますが、移行調整が十分進まず、18歳以上であるにも関わらず障害児入所施設に留まっていることがあります。
- 国は、保育所等において、概ね障害児2名に対し保育士1名の配置を標準とし、市町へ財政支援を行っていますが、子どもの状況によっては、それ以上に保育士の配置が必要となっています。
- 発達障害者支援センターは、発達障害に関する相談の中心機関となっており、引き続き、地域の相談・療育機関への発達障害に関する技術支援が求められています。

#### 施策の推進方策

- 地域における中核的な療育施設として児童発達支援センターの圏域ごとの整備を進め、重層的な地域支援体制を確保するとともに、県内全域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。
- 発達障害者支援体制推進会議において、各ライフステージで発達障害のある人の支援が切れ目なく行われるよう、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連分野の連携強化を図ります。
- 障害児入所施設の児童が成人した後、障害福祉サービス等を利用しつつ自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市町等の関係者との協議の場を設け、関係者との連携、調整等を行います。
- 障害のある子の状況に応じた適切な保育が提供されるよう、保育所等に保育士を加配するための支援を行います。
- 発達障害者支援センターを中核に、地域の相談・療育機関への発達障害に関する技術支援を推進します。

## ＜＜主要事業＞＞

項目	備考
障害児保育支援事業	保育所等において障害児を受け入れるための保育士の配置を支援し、障害児の受け入れを促進する。
知的障害児・者地域生活促進事業	在宅の心身障害児（者）の療育及び社会参加の促進を図るため、保護者団体等が実施する療育キャンプ、文化活動等の事業を実施する団体に対して助成する。

## 2) 医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実

### 現状と課題

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害のある子ども（医療的ケア児）が増加しています。
- 令和元年度の厚生労働省の調査では、主に医療的ケアを行っている人以外にケアを依頼できる人がいないとの回答が 37.6%となっており、医療的ケア児への適切な支援を充実させる必要があります。
- 令和 3 年 9 月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制を構築することとされました。
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に伴い、保育所等は、利用する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有することとされました。

### 施策の推進方策

- 令和 4 年に開設した「いしかわ医療的ケア児支援センター」において、医療的ケア児とその家族、支援者からの各種相談を受け付けるとともに、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置し、地域における支援体制づくりを支援します。
- 医療的ケア児が地域において適切な支援を受けられるように、各市町における、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関等の協議の場の設置を推進します。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを養成

し、総合的な支援体制の構築を進めます。

- 保育所等を利用する医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保育所等に対し看護師等を加配するための支援を行います。

#### ＜＜主要事業＞＞

項目	備考
医療的ケア児等支援事業	関係機関による協議の場の設置、支援を調整するコーディネーターの養成、医療的ケア児支援センターの設置・運営を行う。
医療的ケア児保育支援事業	保育所等における看護師の配置を支援し、医療的ケア児を受け入れるための体制を整備する。

### 3) 難聴児の早期発見・早期療育の推進

#### 現状と課題

- 先天性難聴児は、出生数 1000 人当たり 1～2 人とされており、新生児聴覚検査及び精密検査を実施し支援が必要と判断された場合は、遅くとも生後 6 か月頃までに療育や家族等の支援を開始することが望ましいとされています。また、新生児聴覚検査で再検査不要と判断された場合でも、徐々に発現する進行性難聴等に留意する必要があります。

#### 施策の推進方策

- 難聴児（聴覚障害児）が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関等で構成する協議会を設置し、県内における難聴児支援の全体把握、新生児聴覚検査の実施状況の把握と共有、課題の検討を行います。
- 令和 4 年に開設した「いしかわ難聴児相談支援センター」において、難聴児とその家族が早期に適切な支援を受けられるよう適切に情報提供や相談対応を行います。また、当事者や家族が交流する機会を設けます。
- ろう学校において、教員の専門性向上研修や相談会、保護者講座等を実施し、難聴児支援のセンター的機能を強化します。

## <<主要事業>>

項目	備考
難聴児支援体制整備事業	早期発見から療育までを円滑につなげるため、関係機関による協議の場の設置、難聴児やその家族への切れ目のない支援体制を整備する。

## (5) 介護、外出支援等の充実

### 1) ホームヘルプ（居宅介護）等の充実

#### 現状と課題

- 障害のある人が必要な時にいつでも在宅支援を受けることができるよう、ホームヘルプサービス（居宅介護や重度訪問介護）を充実させる必要があります。
- アンケート調査では、日常生活において「支援が必要」と回答したのは、身体障害のある人が56.3%、知的障害のある人が75.6%、精神障害のある人が51.6%であり、知的障害のある人の割合が高くなっています。必要な支援の内容を尋ねたところ、「掃除、買物など」や「外出」の割合が高い傾向となっています。
- 平成30年3月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（地域包括ケア強化法）が成立し、ホームヘルプサービス等の分野において、介護保険サービスと障害福祉サービスとの間で相互参入がしやすくなる共生型サービス制度が導入されました。

#### 施策の推進方策

- 事業所や関係機関等と連携・協力し、ホームヘルプサービスの充実に努めます。
- たんの吸引が必要な人に、適切なホームヘルプサービスを提供できるよう、喀痰吸引研修の実施によるヘルパーの養成、たんの吸引を行う事業者の登録などの体制整備に努めます。
- 訪問系サービス事業所を充実させる観点から、市町と連携し、介護保険サービスである訪問介護事業所による居宅介護の提供等、共生型サービスの適切な実施を推進します。
- ホームヘルプサービスに係る利用経費については、国が負担上限となる基準

額を定めていることから、重度障害のある人のサービス利用量が制約されないよう、負担基準額を上回る経費に対し、市町へ補助金を支給します。

- ALS（筋萎縮性側索硬化症）や筋ジストロフィー等の重症難病患者は、介護の問題だけでなく、医療の対応が必要となることも多いため、24時間連絡体制のもとに、医療との連携を図るとともに、介護人材の確保・育成などにより支援体制の充実に努めます。

#### <<主要事業>>

項目	備考
たんの吸引等を行うことができる介護職員の養成	福祉施設等において、喀痰吸引等の医療的なケアを実施できる介護職員の養成を目的とした研修を実施する。
重度訪問介護従業者養成研修	重度訪問介護サービスに従事するホームヘルパー等を養成する研修を実施する。

## 2) 外出支援等の充実

### 現状と課題

- 障害のある人の外出時の支援については、重度の視覚障害のある人に対する同行援護や、重度の知的障害、精神障害により行動上の支援が必要な人に対する行動援護といった法定サービスのほか、地域の実情に応じて対象者を限定せず、市町が実施する移動支援サービスがあります。
- 同行援護については、従業者とサービス提供責任者の資格要件は経過措置が取られていましたが、平成30年4月から、同行援護従業者養成研修を修了しなければサービスを提供することができなくなり、同行援護を担う人材の育成と確保が必要となります。
- 盲導犬等の身体障害者補助犬の育成と使用等について規定された「身体障害者補助犬法」は平成14年5月の成立から十数年が経過しましたが、依然として、補助犬利用者のタクシー乗車拒否など補助犬の同伴を拒まれた事例が発生しており、事業者に対する継続的な普及啓発活動が必要です。
- その他の外出支援として、NPO法人や社会福祉法人が運営する福祉有償運送サービス、公共交通機関による運賃割引制度、自動車税の減免や自動車運転免許の取得・改造費の助成などが行われています。

### 施策の推進方策

- 利用者の障害特性に合わせた外出支援が行われるよう、事業者の確保と人材育成に努めます。
- 同行援護については、同行援護従業者養成研修を受講しやすくするよう、開催場所や日程について配慮するとともに、事業者には研修受講を促すことにより、利用者へのサービス提供の推進に努めます。
- 身体障害者補助犬については、必要な補助犬が給付されるように努めるとともに、補助犬利用者の受入拒否が生じないよう、事業者に対する継続的な普及啓発活動を進めます。

### <<主要事業>>

項目	備考
同行援護従業者養成研修	同行援護サービスに従事するホームヘルパー等を養成する研修を実施する。
補助犬給付事業	視覚、聴覚、肢体に重度障害のある人の自立と社会参加を促進するため、必要な補助犬を給付する。

## (6) 日中活動支援の充実

### 日中活動支援の充実

#### 現状と課題

- 日中活動に関するサービスには、法定サービスとなる生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、障害児通所支援などの障害福祉サービス等のほか、市町が地域の実情や利用者のニーズに応じて実施する地域活動支援センターによる支援や日中一時支援があります。
- 施設入所者や入院患者の地域移行を進めるためにも、日中活動の場の充実が必要です。
- 重症心身障害のある子どもや医療的ケア児が身近な地域で日中活動支援を受けられるよう、これらの子どもに対応したサービスを充実させる必要があります。
- アンケート調査では、障害福祉サービス等を利用していない人を対象に「利

用しない・できない理由」を尋ねたところ、最も多かったのは、「近くにどのようなサービスがあるか分からない」という回答でした。

- 児童福祉法の改正により、令和 6 年度から、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化され、障害種別に関わらず身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、児童発達支援センターの類型（福祉型、医療型）が一元化されました。
- 障害のある人が介護保険の対象となった場合でも、引き続き、同一の事業所でサービスを受けやすくするという観点などから、平成30年3月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（地域包括ケア強化法）が成立し、介護保険サービスと障害福祉サービスとの間で相互参入がしやすくなる共生型サービス制度が導入されました。

#### 施策の推進方策

- どのような地域でも障害のある人が日中活動の場を選べるように、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、障害児通所支援などの法定サービスや、市町が地域の実情に応じて実施する地域活動支援センターによる支援等の充実に努めます。
- 重症心身障害のある子どもや医療的ケア児を支援するための児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の整備促進に努めます。
- 日中活動に関するサービスを利用したい人やその家族等が、身近な地域において障害の内容に応じた最適なサービスと事業所を選択できるよう、事業所の情報公表を推進します。
- 児童発達支援センターの圏域ごとの整備を進めるとともに、県内全域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築し、障害のある子どもの保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、学校等の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進します。
- 障害のある人が介護保険の対象となった場合でも、引き続き、同一の事業所でサービスを受けることができるよう、共生型サービスの適切な実施を推進します。

## <<主要事業>>

項目	備考
障害者地域生活支援事業費補助金	市町が行う、介護給付や訓練等給付を補完し、障害のある人の地域での生活を支える各種サービスの提供（移動支援、意思疎通支援、日常生活用具給付など）に対して助成する。
地域障害児支援体制強化事業費補助金	市町が行う、児童発達支援センターの機能強化等、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る事業に対して助成する。

## (7) 生活環境の充実

### 生活環境の充実

#### 現状と課題

- 福祉施設入所者における障害の重度化・高齢化により、地域移行が進みにくくなっています。
- 障害者総合支援法の改正により、平成 30 年度から、障害のある人の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助（グループホーム）の類型として「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されました。
- 令和4年度の障害者総合支援法の改正により、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等の必要な機能を備えた「地域生活支援拠点等」の整備が市町の努力義務となりました。
- アンケート調査によると、「将来、希望する生活場所」として、「持ち家」を希望する割合が最も高いですが、知的障害のある人については、「グループホーム」を挙げる割合が他の障害に比べて高くなっています。
- また、日常生活での支援の必要性については、知的障害のある人の 75.6% が「支援は必要」と回答しており、他の障害に比べ割合が高くなっています。また、主に支援をしている人について、知的障害のある人の 63.2% が「父母」と回答していることから、「親亡き後」の支援体制が課題となっています。
- 令和元年度の厚生労働省の調査では、急病や緊急の用事ができた時に、医療的ケア児の預け先がないとの回答が 82.7% に達しており、改善のために必要なサービスとして、宿泊での預かり支援（76.0%）、日中の預かり支援

(71.6%) が挙げられています。

#### 施策の推進方策

- 関係機関等と連携・協力し、グループホームや短期入所（ショートステイ）の充実に努めるとともに、「日中サービス支援型共同生活援助」における適正な支援を推進します。
- 市町の「地域生活支援拠点等」の整備を支援し、障害のある人の生活を地域全体で支える体制の構築に努めます。
- 保護者等の急病や緊急の用事の際に、重症心身障害のある子どもや医療的ケア児を一時的に受け入れることができる、短期入所施設の整備促進に努めます。

#### <<主要事業>>

項目	備考
障害者支援施設等整備費補助金	地域のサービス基盤の強化を図るため、社会福祉法人等に対し、障害者総合支援法又は児童福祉法に基づき設置する施設・事業所の施設整備に要する費用の一部を助成する。
地域障害児支援体制強化事業費補助金	市町が行う、児童発達支援センターの機能強化等、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る事業に対して助成する。

## (8) 従事する人材の育成と障害福祉サービス等の質の向上

### 1) 障害福祉サービス等の人材の育成・確保

#### 現状と課題

- 少子高齢化による労働力人口の減少や、他の業種の求人状況の動向に影響されて、介護・福祉サービスの分野においては、産業全体と比較して有効求人倍率が高く、人材の確保が難しい状況にあります。
- 利用者本位の質の高い福祉サービスを提供していくため、利用者ニーズに的確に対応できる質の高い人材を安定的に確保し、育成していくことが重要です。
- 介護・福祉サービスを支える人材をしっかりと確保し、養成していく必要から、県は「介護・福祉人材確保・養成基本計画」を平成 27 年 3 月に策定し、介護・福祉人材の確保と資質向上に向けて、計画的に取り組んでいます。
- 重度の障害のある人の在宅や施設での安定した生活を支えていくためには、

強度行動障害、重症心身障害のある人、たんの吸引などの医療的ケアが必要な人など、多様な障害特性に対応した適切な支援を提供できる人材の育成が必要です。

- 相談支援専門員やサービス管理責任者等は、地域や事業所における障害者支援の核となる人材であり、資格取得やキャリアアップに向けた研修を充実させていくことが重要となっています。

### 施策の推進方策

- 介護・福祉の仕事の魅力発信ポータルサイト「いしふく」を活用し、介護・福祉の仕事の魅力を発信するとともに、就職セミナーや求人に関する情報を掲載することで、人材の確保につなげます。
- 「石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター」(福サポいしかわ)では、福祉分野への就職に関する相談や仕事の紹介、情報提供などを行っており、就職フェアや職場体験、各種講習会などの就職支援を充実させることにより、人材の確保につなげます。
- 介護・福祉人材の需要が大きい能登半島地域において、サービス継続等に必要な職員を確保するため、能登での就職面談会開催などに取り組みます。
- 強度行動障害や重症心身障害のある人、医療的ケアが必要な人などへ適切な支援やサービスが提供されるよう、各種研修の充実を図ります。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成、資質向上のため、各種研修の充実を図ります。
- 障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、労働法規の遵守を徹底するとともに、サービス従業者の処遇改善や職場環境の改善を働きかけていきます。

### <<主要事業>>

項目	備考
相談支援従事者研修事業	相談支援専門員の養成や質の向上を図るため研修を実施する。
サービス管理責任者等研修事業	サービス管理責任者等の養成や質の向上を図るため研修を実施する。

## 2) 情報公表の推進と障害福祉サービス等の質の向上

### 現状と課題

- 平成 30 年度に障害福祉サービス等の情報公表制度が施行されるとともに、独立行政法人福祉医療機構が運営する総合情報サイト「WAM NET」において「障害福祉サービス等情報公表システム」が運用され、障害福祉サービス等を利用するために必要となる情報が自由に閲覧できるようになりました。
- 障害福祉サービス等を提供する事業所や障害福祉分野への新規参入法人の増加に伴い、サービスの質の確保や効果的な指導監督の実施が求められています。
- 福祉サービスの第三者評価は、事業者の実施するサービスの質を公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する制度であり、評価結果により、利用者の適切なサービス選択に資することと、質の向上にもつながりますが、第三者評価に取り組む事業所が少ないのが課題です。

### 施策の推進方策

- 障害福祉サービス事業者等に対して、毎年開催している集団指導、2～3 年毎に現地訪問して行う運営指導、法定研修などにより、サービスの理解促進、自立支援給付費等の適正な請求等を促進し、事業所運営の適正化に努めます。また、自己評価等の促進によりサービスの質の向上を図ります。
- 利用者のサービス選択に資するよう障害福祉サービス事業所等の情報公表への取り組みを推進します。
- 福祉サービス第三者評価制度の普及啓発による受審促進に努めるほか、評価調査者のスキルアップのための研修に取り組むことにより、障害福祉サービス等の質の向上につなげます。

## 3) 虐待の防止

### 現状と課題

- 「障害者虐待防止法」の施行後、通報義務の周知が進んだことなどから、施設・事業所内での虐待に関する通報件数は増加傾向にあります。
- 令和 4 年度より、施設・事業所における虐待防止や身体拘束適正化に関する各種取組が義務化され、対策を検討するための委員会の開催、虐待防止責任者の設置、従業者に対する研修の実施などが求められています。

- 強度行動障害のある人は、自傷、他害行為等、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、支援の困難さが指摘されています。虐待や不適切な身体拘束を防止するためにも、強度行動障害のある人に対し適切な支援を行える人材の育成が重要となっています。

#### 施策の推進方策

- 市町の障害者虐待防止担当者を対象に、障害者虐待対応研修を実施し、市町の虐待防止体制の強化及び虐待対応に係るノウハウの共有・蓄積を図ります。
- 障害福祉サービス事業所等の虐待防止責任者等を対象に障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、障害者虐待の未然防止、早期発見及び適切な対応のために必要な人材の育成や資質向上を図ります。
- 県が実施する運営指導において、施設・事業所における虐待防止のための取り組みの実施状況を確認し、適切な体制整備を促進します。
- 強度行動障害支援者養成研修を実施し、強度行動障害のある人に対して適切な支援ができる人材の育成を図ります。
- 「障害者権利擁護サポートデスク」において、障害のある方や障害福祉サービス事業所等からの相談を受け付けます。関係機関と連携し、適切な被虐待者支援、事業所への指導に努めます。

#### <<主要事業>>

項目	備考
強度行動障害支援者養成研修事業	強度行動障害のある人への適切な支援を行う人材を育成するための研修を実施する。

## 4 安全で安心して住みやすいまちづくり

### (1) バリアフリー社会環境の整備

#### 1) 公益的施設等の整備

##### 現状と課題

- 障害のある人が、日常生活を営むうえで妨げとなる物理的障壁が存在しています。これらの障壁を取り除くため、施設等のバリアフリー化を推進しています。
  
- 平成9年3月に公布された「バリアフリー条例」は、障害のある人を含む全ての県民が安全で快適な生活を営み、社会のあらゆる分野の活動に平等に参加することのできる障壁のない社会（バリアフリー社会）の実現に向けて、県民一人ひとりの協力と理解により、力を合わせて取り組みを進めていくことを目指しています。
  
- 福祉・医療施設やホテル、スーパーマーケット、デパートなどの公益的施設について、バリアフリー条例に基づく整備基準に従い、建築主や設計者に対し指導・助言を行っています。
  
- また、障害のある人を含め誰もが利用しやすい公園、河川の親水空間、レクリエーション施設等の整備にも取り組んでいます。
  
- 今後も、バリアフリー条例に基づく整備基準の趣旨や内容を広く県民に周知し、理解と協力を得ることが重要です。

##### 施策の推進方策

- 公共建築物においては、バリアフリートイレや、音声や点字等を用いた案内表示の設置など、障害のある人が利用しやすい施設の整備を推進します。
  
- 不特定多数の人が利用する建築物をはじめ、民間建築物においては、障害のある人等が円滑に利用できるものとなるよう積極的に指導・助言を行います。
  
- 建築士、施工技術者及び民間事業者等に対し、バリアフリー法及びバリアフリー条例の内容や整備基準について、積極的な周知に努めます。
  
- バリアフリーのまちづくりを進めるため、学識経験者、建築士、障害のある人等で構成するバリアフリーアドバイザーを派遣し、公益的建築物のバリアフ

りー化改修に対する支援をしていきます。また、施設等及び施設相互の移動円滑化にかかる計画策定等について、市町をサポートしていきます。

- 障害のある人を含め誰もが利用しやすい公園、スポーツ・レクリエーション施設等の整備、改築に努めます。
- 県内の施設におけるバリアフリースロープ、いしかわ支え合い駐車場、エレベーターなどの整備状況を掲載した「バリアフリーマップいしかわ」を作成し、障害のある人が安心して出かけられるよう施設情報の更なる充実に努めます。

＜＜主要事業＞＞

項目	備考
バリアフリー住宅等改修支援事業	民間事業者や市町の要請に応じて、住宅や公益的施設のバリアフリー化に関する助言・指導を行うバリアフリーアドバイザーを派遣する。
バリアフリー施設整備促進融資資金	民間事業者がバリアフリー条例に基づき施設の整備を行う際に、整備に必要な資金を低利で融資する。
コミュニティ施設整備事業	健全なコミュニティの育成を図ることを目的に、バリアフリーに配慮しながら地縁による団体が行う集会所の整備に対し助成を行う。
バリアフリー社会推進事業	バリアフリー社会の実現を目指し、より一層の県民意識の高揚を図るため、普及啓発や積極的な取り組みを行う団体等の表彰などを行う。

## 2) 移動しやすい環境の整備

### 現状と課題

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として進められてきた「心のバリアフリー」及び「ユニバーサルデザインの街づくり」に基づき、公共交通機関のバリアフリー化を始めとする移動しやすい環境の整備や、障害に配慮したまちづくり等の取り組みを引き続き推進していくこととしています。
- 道路事業においては、障害のある人を含む誰もが安心して社会参加できるよう、バリアフリー条例を踏まえて、段差解消や勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、バリアフリーの視点に立った道路整備を進めています。
- 障害のある人等用の駐車スペースの適正利用を図るため、対象者に利用証を

交付する「パーキングパーミット制度」の取り組みが全国の地方公共団体で進んでおり、本県では、平成27年11月から「いしかわ支え合い駐車場」として制度を導入するとともに、周知に取り組んでいます。

### 施策の推進方策

- バリアフリー法及びバリアフリー条例に基づき、県・市町が連携し、交通のバリアフリー化を推進します。
- 全ての人々が安心して、快適に移動できる歩行空間を確保するため、利用者の多い主要な鉄道駅周辺などで、段差の解消や勾配の改善、歩道の整備、無電柱化を図り、歩道のバリアフリー化を推進します。
- ノンステップバスの導入について、積極的に推進を図るとともに、バス停の整備等について支援します。
- 障害のある人が鉄道やバスを容易かつ安全に利用できるよう、鉄道事業者やバス事業者に対し、点字案内板や電光表示板等の設置等、理解と協力を求めていきます。
- バリアフリー法に基づき市町が定める重点整備地区において、歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、音響により歩行者用青信号の表示を知らせるバリアフリー対応型信号機等の整備を推進するほか、市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するための区域（ゾーン）を設定して速度の抑制や通過交通の抑制・排除を図ります。
- 障害のある人など歩行が困難な人等に県内共通の利用証を交付する「いしかわ支え合い駐車場制度」の周知に取り組み、利用証の普及や協力施設の拡大を図ります。

### <<主要事業>>

項目	備考
公共交通利用環境改善設備整備費補助金	鉄道駅のバリアフリー化設備整備、ノンステップバスの導入促進、バス停の整備等に対し、助成する。
あんしん歩行空間整備事業	既設歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などにより、道路のバリアフリー化を促進する。
あんしん歩行エリア整備事業	死傷事故発生割合の高い生活地域・商業地域における信号機の高度化、歩車分離式信号機、信号灯器のLED化などを整備する。

項目	備考
バリアフリー化整備事業	高齢者、障害のある人等が道路を安全に横断できるよう、市町が定める重点整備地区の旅客施設周辺などにバリアフリー対応型信号機を整備する。
ゾーン30	区域（ゾーン）を定めて最高速度 30km/h の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や抜け道として通行する車両の抑制等を図る。

### 3) 住宅環境の整備

#### 現状と課題

- 住宅は、障害のある人が地域で自立した生活を営む基盤であることから、生涯を通じ安定したゆとりある住生活を実現するため、障害のある人にとって住みよい住宅を整備することが重要です。
- 県ではバリアフリー条例において、バリアフリー住宅の整備基準を定めてその普及に努めています。
- 県営住宅等の公的賃貸住宅のバリアフリー化はもとより、民間の持家についても補助制度を設けて改修等の推進を図っています。
- 民間住宅のバリアフリー改修の相談に対してバリアフリーアドバイザーを派遣し、身体能力や住み方に応じたバリアフリー改修の普及に取り組んでいます。
- 平成 29 年の「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の改正により、障害のある人など住宅確保要配慮者を対象とした入居を拒まない賃貸住宅の登録制度（住宅セーフティネット制度）が開始されるなど、住宅確保要配慮者への住宅供給に関する取り組みが行われています。

#### 施策の推進方策

- バリアフリー条例で定める住宅整備基準について、民間住宅への普及に努めます。
- 公的賃貸住宅が障害のある人にとって安全で住みよいものとなるよう公的賃貸住宅の整備を進めるとともに、既存公的賃貸住宅のバリアフリー推進に努めます。

- バリアフリー体験住宅「ほっとあんしんの家」は、実際の住環境を体験しながら、障害に応じた最適な生活空間を確認できる施設であり、こうした施設を活用することで、本人に適した自立度の高い住宅環境の推進に努めます。
- 住宅のバリアフリー化推進のため、バリアフリーアドバイザーの派遣や、個々の障害に応じた多様な改造事例などの情報提供の充実に努めます。
- 障害のある人自らが望む地域において安心して生活できるよう、住宅セーフティネット制度における登録賃貸住宅の拡大に努めます。

＜＜主要事業＞＞

項目	備考
自立支援型住宅リフォーム推進事業	重度身体障害のある人等が居住する住宅のリフォームに要する費用を補助する。

#### 4) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

##### 現状と課題

- 障害のある人が必要な情報を円滑に取得できるよう、情報バリアフリー環境を整備するとともに、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を充実させる必要があります。
- 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣支援や、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援、意思疎通支援を担う人材の育成・確保等により、情報バリアフリーや意思疎通支援を推進していくことが重要です。
- 障害者基本法や障害者権利条約では、手話を言語の一つとして位置づけており、全国各地で手話の普及を目的とした手話言語条例が制定されています。本県においても平成 30 年 4 月に「石川県手話言語条例」を施行し、手話普及に向けた取り組みを進めています。
- 行政情報など公共の情報を提供する際には、それぞれの障害特性を踏まえた配慮や提供手段を充実させるとともに、情報の内容を理解することが困難な人に対しては、必要な情報を分かりやすいかたちで提供するなどの対応を図る必要があります。
- 警察の各種手続において、障害があるためにコミュニケーションや意思表示に制約を受けることがないように、障害特性を踏まえた適切な配慮が必要です。

## 施策の推進方策

- 視覚障害のある人の活動拠点である視覚障害者情報文化センターの活動を支援するとともに、点訳ボランティア、音訳ボランティアの養成研修等により、視覚障害のある人の点訳、代筆、代読、音声訳等による情報バリアフリーや意思疎通支援の充実に努めます。
- 聴覚障害のある人の活動拠点である聴覚障害者センターの活動を支援するとともに、聴覚障害のある人のコミュニケーションの確保のため、手話通訳士、手話通訳者や要約筆記者の養成に努めます。
- 障害者 IT サポートセンターにおけるパソコン研修やパソコンボランティア養成、派遣の取り組みに努めます。
- 重度・重複のコミュニケーション障害のある盲ろう者のコミュニケーション及び外出を支援するため、通訳介助員の派遣に努めます。
- 県民の誰もが手話に親しみ、手話に対する理解を深めてもらうよう、県民・事業者向けの手話講座の開催など、手話を使いやすい環境整備に取り組みます。
- 聴覚障害のある人の相談窓口である市町において手話通訳者が配置されるよう、未配置市町に対して設置を働きかけます。
- 知事記者会見における手話通訳者の同席や、県ホームページにて手話通訳入り動画を配信するなど、県政情報のバリアフリーに努めます。
- 選挙公報や政見放送等の選挙に関する情報については、障害のある人の投票に資するよう、障害特性に応じた提供に努めます。
- 警察の各種手続き等において、障害があるためにコミュニケーションや意思表示の面で制約を受けることがないように、障害特性に応じた手段を確保し、適切な対応を図ります。

## 《主要事業》

項目	備考
障害者社会参加促進事業 (視覚・聴覚)	視覚・聴覚障害のある人の自立と社会参加を図るため、機能訓練・歩行訓練の実施や手話通訳者等の派遣、点字広報制作による情報提供等を行う。

項目	備考
各種奉仕員等養成事業	視覚、聴覚その他の障害により、意思疎通を図ることに支障がある人への支援を行うため、点訳ボランティア、音訳ボランティア、手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳介助員の養成を行う。
視覚障害者情報文化センターの運営	視覚障害のある人のために情報提供や生活相談等を行う視覚障害者情報文化センターの運営に対し助成し、視覚障害のある人の自立と社会参加を図る。
聴覚障害者センターの運営	聴覚障害のある人のために情報提供や生活相談等を行う聴覚障害者センターの運営に対し助成し、聴覚障害のある人の自立と社会参加を図る。
障害者 IT サポートセンター事業	上肢・視覚・聴覚障害のある人に対して、IT に関する利用相談、パソコン操作指導、パソコンボランティアの派遣等を行う。
字幕入りビデオカセットライブラリー事業	聴覚障害のある人に対する情報提供のため、テレビ番組等に字幕挿入した DVD の制作を行う。
手話言語条例普及啓発事業	手話を学ぶ機会の確保のため、県民・事業者向け手話講座を県内各地域で開催するほか、広く県民に手話及び条例に対する理解を深めるため、プロスポーツを活用した普及啓発を実施する。
盲ろう者通訳介助員派遣事業	重度盲ろう者のコミュニケーション手段の確保及び移動の自由を確保するため、通訳・介助員を派遣する。

## 5) 視覚障害者等の読書環境の整備

### 現状と課題

- 令和元年6月に施行された「読書バリアフリー法」は、障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。
  - 読書は、生涯にわたって、個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽を得る手段のみならず、教育や就労を支える重要な活動です。障害の有無に関わらず全ての県民が読書に親しむことができる共生社会の実現に向けて、視覚に障害のある人等（※）が読書をしやすい環境を整えるとともに、広く県民に対し読書バリアフリーについての普及啓発を行っていく必要があります。
- （※）視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者
- 県が行ったアンケート調査では、約1割の人が、読むことができる形式（点

字、電子書籍など)で本を入手できずに読書を諦めたことがあると回答しています。

- 視覚障害のある人等が利用しやすい書籍として、点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等の「アクセシブルな書籍」や、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等の「アクセシブルな電子書籍」など、さまざまな本があります。
- これらのアクセシブルな書籍等について、点字図書館や県立図書館をはじめとした公立図書館、学校図書館等が連携し、利用者のニーズに対応できるよう、所蔵する書籍を充実させる取り組みが必要です。また、その利用を促進するためには、視覚に障害のある人等やその家族、支援者等に向けた更なる周知が重要です。
- 令和6年3月に改訂した「第4次石川県子ども読書活動推進計画」では、全ての学校において、多様な子どもの豊かな読書活動を支援するため、学校図書館でアクセシブルな書籍等を積極的に整備することや、一人一人の教育的ニーズや個に応じた配慮をすることなどが定められています。既に本県で実施している計画とも連携を図りながら、施策を推進する必要があります。

#### 施策の推進方策

- 障害の有無に関わらず、全ての人を読書を通じて豊かな人生を送れるよう、読書バリアフリーの意義や取り組み、視覚に障害のある人等が利用しやすい読書支援サービスについて県民に広く周知し、共生社会の実現に向けた機運醸成を図ります。
- 視覚障害のある人のために点字図書の貸出等を行う点字図書館及び公立図書館等との連携により、視覚障害のある人等が読書をしやすい環境の整備に努めます。
- 障害の種類や程度に応じたアクセシブルな書籍等の充実に資するよう、点字図書館の運営及び点字図書館による録音図書等の製作を支援するとともに、点訳ボランティアや音訳ボランティアの養成に努めます。
- 公立図書館及び学校図書館は、点字図書館や他の図書館と連携しながら、アクセシブルな書籍等を充実させる取り組みを進めるとともに、一般図書の利用も促進するため、拡大読書器等に加え、新たな読書支援機器を継続的に整備し活用を図るほか、段差の解消に取り組むなど、視覚に障害のある方等が図書館

を円滑に利用できるように努めます。

- 県立図書館は、大活字本、布の絵本、L Lブックなどのアクセシブルな書籍の提供、対面朗読室の設置、デイジー再生機などの読書支援機器の活用、来館が困難な方への本の郵送サービスなどを通して読書環境の整備に努めます。
- 視覚に障害のある人等やその家族、支援者等に向けて、さまざまな形態の書籍や、読書支援機器を用いた読書方法があることなど、図書館が提供している読書支援サービスについて周知を図るため、相談窓口や支援団体等を通じた情報発信に努め、利用を促進します。
- 公立図書館、大学図書館及び学校図書館等の職員を対象に、視覚に障害のある人等への理解や読書バリアフリーを推進するために必要な知識と技能を習得する研修会を実施し、視覚に障害のある人等の読書活動に関わる職員等の資質向上を図ります。
- 市町に対し、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー推進計画）を策定するよう促すとともに、市町の求めに応じた助言等を行い、計画の策定を支援します。
- 市町が実施している日常生活用具給付等事業を通じて、アクセシブルな電子書籍等を利用するための点字ディスプレイ、デイジー再生機等の端末機器等の情報提供や給付に対する支援を推進します。
- 本県の読書バリアフリー推進計画の推進に当たっては、効果的な施策展開に資するよう、点字図書館、公立図書館、学校図書館等の関係者が参加する会議を設置し、それぞれが実施する取り組みの実態把握や情報共有を行い、関係機関のさらなる連携を図ります。
- 定期的に施策の進捗状況を把握し、継続的な改善を図るとともに、国基本計画及び関連計画の改定や読書バリアフリーの推進に関する新たな取り組みが必要となった場合には、適宜計画の見直しを行います。

#### 《主要事業》

項目	備考
点字図書館運営事業	視覚障害のある人のために点字図書や録音図書の制作・貸出等の業務を行う点字図書館の運営に対し助成し、視覚障害のある人の自立と社会参加を図る。

項目	備考
読書バリアフリー体制強化事業	公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館、学校図書館等の職員を対象に、視覚障害がある人への理解や読書バリアフリーを推進するために必要な知識と技能を習得する研修会を開催する。

## 6) ユニバーサルデザインに基づいた環境整備

### 現状と課題

- 「ユニバーサルデザイン」は、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方であり、国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」では、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインの街づくり」を2つの柱として、共生社会の実現に向けた取り組みを進めることとしています。
- 障害のある人だけでなく、誰もが使いやすいユニバーサルデザインによる製品開発には、リハビリテーション専門職や工学、建築、デザインなど多くの専門家のチームワークが必要となります。
- 県内企業がユニバーサルデザイン製品を開発するには産学官の協力体制づくりが重要です。
- 選挙や国民審査等において障害のある人が円滑に投票できるよう、合理的な配慮を行う必要があります。

### 施策の推進方策

- ユニバーサルデザインによる製品の普及や環境の整備が進められるよう、様々な機会を捉え、ユニバーサルデザインの考え方について普及啓発に努めます。また、ものづくり、まちづくりなどの施策の推進にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を基本とします。
- バリアフリー推進工房において、障害のある人へのテクニカルエイド（道具や環境の適合・改良に関する技術支援）、企業等への福祉用具・ユニバーサルデザイン製品開発に関する技術支援、公的施設等のバリアフリー化に関する技術支援に取り組みます。
- 障害のある人の自立支援や介護者の負担軽減につながる福祉用具やユニバーサルデザイン製品の研究開発を推進するため、県内の産学官連携の強化を進めます。

- 投票所及び期日前投票所のバリアフリー化を推進するほか、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置を行うなど、障害のある人が投票しやすい環境を整備するよう市町に働きかけます。

## (2) 防災・防犯対策の推進

### 1) 防災対策の充実強化

#### 現状と課題

- 障害のある人が、地域で安心して生活するためには、市町の避難行動要支援者に係る基本的な考え方を全体計画として定めるとともに、避難行動要支援者一人ひとりの具体的な避難支援等に係る個別避難計画の作成や、社会福祉施設等の福祉資源を活用した福祉避難所の指定といった、日頃の備えを強化することが大切です。
- 令和3年5月の「災害対策基本法」の改正により、障害のある人を含む避難行動要支援者の安全を確保するため、市町村に避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が努力義務化されるなど、避難支援等の強化が図られました。
- アンケートでは、「災害発生時に一人で避難できる」と回答したのは、身体障害のある人が34.6%、知的障害のある人が17.3%、精神障害のある人が46.9%といずれも半数以下の割合となっており、避難支援の体制強化が求められます。
- 障害のある人は、避難所での生活において特別な配慮を必要とすることから、避難所において適切な支援を行えるよう体制を整備する必要があります。
- 障害のある人が広域避難した場合でも切れ目なく障害福祉サービス等が提供されるためには、市町及び地域の相談支援専門員間での連携が重要となります。
- 障害の特性に応じた情報伝達機器の活用により、防災等の情報が、障害のある人等に対し、早急かつ的確に伝達される必要があります。
- 障害者施設等は、自力での避難が困難な方が多く利用する施設であることから、耐震性の確保と防火対策の推進が求められています。
- 障害者施設等は、「障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例」等において、利用者の特性や周辺地域の環境等を踏まえ、非常災害の種類に応じて、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（施設防災計画）を策定しなければならないとされているほか、「石川県地域防災計画」において、具体的な防災計画を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておくこととされています。

- 障害福祉サービス事業所等において自然災害や感染症が発生した場合であっても、障害福祉サービスが安定的・継続的に提供されるよう、令和3年度から、障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）の作成、職員への周知、職員研修及び訓練の実施、定期的な業務継続計画の見直しが義務付けられています。

#### 施策の推進方策

- 障害のある人が安心して日常生活を送れるよう、「石川県地域防災計画」に基づき、市町や各施設に働きかけ、在宅や施設における避難体制や支援体制の整備を図ります。
- 市町の地域防災計画の策定に当たり、障害のある人の意見が反映されるように働きかけます。
- 市町における避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の策定、福祉避難所の指定を支援し、障害のある人で避難が困難な方や一般の避難所での避難生活が困難な方等の避難支援体制の整備を図ります。
- 障害のある人等の要配慮者が、避難所で安心して過ごせるよう避難所運営マニュアル等の策定を市町に働きかけます。
- 災害時に、障害のある人に対する災害ボランティア活動が適切に行われるよう、災害ボランティアコーディネーターに対する研修の充実を図ります。
- 市町に対して、障害のある人への避難場所等の周知や、定期的な防災訓練の実施を働きかけます。
- 広域避難者に障害福祉サービス等が切れ目なく提供されるよう、市町及び地域の相談支援専門員間での連携体制の構築を推進します。
- 障害のある人が、多様な情報伝達手段を用いて防災・避難情報を的確に取得

し、また、緊急時において消防署等へ容易に連絡できるよう、市町に助言します。

- 洪水や土砂災害の危険情報が障害のある人に的確に伝わるよう、県河川総合情報システムや県土砂災害情報システムの充実に努めるとともに、市町が作成する「ハザードマップ」を活用し、避難に関する情報が的確に伝達され、迅速な避難につながるよう市町の体制整備の支援に努めます。
- 障害者施設等での耐震性の確保と防火対策は、利用者の命にかかわる極めて重要な課題であることから、今後とも、国庫補助制度などを活用した防災対策の強化を働きかけていきます。
- 県が策定した「障害者施設における防災計画作成指針」に基づいて、施設・事業所が個別に防災計画を作成し、必要な防災対策に取り組むよう働きかけていきます。
- 自然災害等の不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した事業継続計画（BCP）の作成等について、施設・事業所を指導します。

## 2) 令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨への対応

### 現状と課題

- 令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震は、最大震度7を観測する未曾有の大災害となりました。さらに、令和6年9月21日には、令和6年奥能登豪雨が発生し、奥能登地方を記録的な豪雨が襲いました。これらの災害により多くの尊い命が失われ、住家や社会インフラ等に甚大な被害が発生しました。
- 障害者施設等の利用者が、これまでどおりサービスの提供を受けられるよう、被災した施設の早期復旧が重要となります。
- 障害のある人等が被災して仮設住宅に入居した場合、被災前とは大きく異なった環境に置かれることから、孤立化や、必要な支援が受けられなくなる恐れがあります。また、生活再建プロセスで生じる二次的ストレス等により、心身の不調を生じる被災者が増加することが懸念されています。
- 被災した高齢者や障害のある人が自宅や仮設住宅で閉じこもりがちになり、

活動量が低下する懸念があることから、生活不活発病や要介護状態になることを積極的に予防する必要があります。

#### 施策の推進方策

- 被災した障害者施設等の早期復旧を財政面や人材確保なども含めて支援します。
- 障害のある人等の孤立防止のため、個別訪問等による見守りや日常生活上の相談支援を実施するとともに、必要に応じて専門機関へつなぐなどの支援を行います。
- 被災地の仮設住宅等において、高齢者や障害のある人をはじめとした被災者のコミュニティの構築を支援し、安心して日常生活を送れるように、総合相談や食事・入浴等を提供するデイサービス等の総合的な機能を有するサポート拠点の設置を支援します。
- 高齢者や障害のある人をはじめとした被災者の生活不活発病予防や介護予防のため、仮設住宅等に入居する被災者に対し、リハビリテーション専門職の派遣や相談対応を行います。

#### 《主要事業》

項目	備考
社会福祉施設等災害復旧費補助金・児童福祉施設等災害復旧費補助金	災害により一定以上の建物被害が発生した施設・事業所に対し、復旧に要する費用を助成する。
仮設住宅等における通所・在宅サービスの復興拠点整備事業費補助金	被災した高齢者や障害のある人（児）等の仮設住宅等における安心した生活を支援するため、総合相談、デイサービス等の機能を有するサポート拠点を設置する費用を助成する。
復興リハビリテーション支援事業	被災者の生活不活発病の予防や介護予防のため、県リハビリテーションセンターが中核機関となって地域の医療機関等に所属しているリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士等）を派遣し、仮設住宅集会所等での運動・認知の維持向上のための介護予防活動、仮設住宅の改修や福祉用具の導入などによる自立的な生活への相談対応、市町が実施する地域ケア会議等への助言や人材育成などの活動支援を行う。

### 3) 感染症対策の充実強化

#### 現状と課題

- 令和2年1月に国内で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認され、その

後の感染症の流行によって、障害のある人とその家族等の生活を支える上で欠かせない障害福祉サービス等の事業継続が危ぶまれる事態が発生しました。

- 障害者施設等においては、感染症に対する重症化リスクの高い利用者が多いことから、感染防止対策の徹底が求められています。
- 障害のある人等、特に配慮が必要な感染症患者に対する病床の確保や、施設内の療養者に対する適切な医療提供体制の確保が必要となります。
- 障害のある人が、感染等により外出の自粛を要請されている場合においても、必要な障害福祉サービス等の提供が行われる必要があります。
- 感染症が発生した場合であっても、障害福祉サービス等が安定的・継続的に提供されるよう業務継続計画（BCP）の作成等が重要となります。

#### 施策の推進方策

- 障害者施設等における感染症の予防及びまん延防止対策の適切な実施を促進します。
- 障害のある人等、特に配慮が必要な感染症患者に対する医療提供体制の確保を推進します。
- 感染症のまん延時において、福祉ニーズのある外出自粛対象者が適切な支援を受けられるよう、市町及び障害福祉サービス事業者等との連携を推進します。
- 感染症のまん延時においても必要な障害福祉サービス等の提供が継続されるよう、事業継続計画（BCP）の作成等について、施設・事業所を指導します。

## 4) 防犯対策の充実強化

### 現状と課題

- 県警察では、聴覚に障害のある人等、音声による110番通報が困難な方が、音声によらずに警察に緊急通報できるようにしており、これらの通報手段について周知を図る必要があります。
- 県警察では、IP防犯ネット登録している機関、団体に対し、防犯情報メールの配信を行っています。障害のある人への防犯情報の提供の強化を図る必要

があります。

- 公共施設、学校、高齢者施設、障害者施設などにおいて不審者の侵入を防止する観点から、施設や事業所に対する速やかな情報伝達と、防犯対策の確実な実施が求められています。

#### 施策の推進方策

- 「メール 110 番」、「ファックス 110 番」、「アプリ 110 番システム」により、聴覚に障害のある人等、音声による 110 番通報が困難な方からの緊急の通報手段を確保します。
- 施設・事業所に対して、危機管理に関する情報伝達が確実に実施できるよう、県が所管する全ての障害者施設・事業所等の連絡先を把握し、更新を行っていきます。

#### ＜＜主要事業＞＞

項目	備考
「メール 110 番」、「ファックス 110 番」、「アプリ 110 番システム」の設置	聴覚に障害がある人等、音声による 110 番通報が困難な方が事件や事故に遭遇した場合に、メール、ファックス及びアプリを活用した 110 番通報システムを設置し、運用を図る。
「IP防犯ネット」情報配信事業	安全・安心に役立つ情報を社会各分野の団体・個人にタイムリーに提供することにより、警察関係機関・団体が相互に協力連携して、被害を防止し、犯罪の起きにくい社会づくりを推進する「石川県警察 IP防犯ネットワーク」を構築し、障害者福祉関係団体を含む登録団体に「IP防犯ネット」情報をメール配信する。
警察版コミュニケーション支援ボードの配置	話し言葉によるコミュニケーションにバリアのある知的障害や自閉症の方、外国人、高齢者、幼児等とのコミュニケーション支援を目的として作成された、絵柄指差し型のコミュニケーション支援ボードを交番等に配置し、活用を図る。

### 5) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

#### 現状と課題

- 障害のある人が被害にあうことがないように、日頃から消費者トラブルに関する情報や知識を得ることが大切です。
- 判断能力が不十分な知的障害のある人などが、不当な訪問販売などの消費者

被害にあわないようにするため、障害のある人を周囲で見守る人への消費者教育が必要です。

- 県・市町の消費生活相談窓口においては、障害のある人の特性に配慮し、相談に適切に対応する必要があります。

#### 施策の推進方策

- 障害のある人が消費者被害にあわないように、必要な情報提供を行うとともに、セミナーや講座の開催により、障害のある人を周囲で見守る人への教育を推進します。
- 地域における見守りネットワークの設置を促進し、消費者被害の防止を図ります。
- 判断能力が十分でない人が消費者被害にあわないように、本人の法律行為を助ける成年後見制度の普及に努めます。
- 県・市町の消費生活相談窓口（消費者ホットライン 188）や「障害者 110 番」などにおいて、障害のある人の消費者トラブルに関する相談に対応します。また、メールやファックス等による消費生活相談の受付など、障害のある人の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。

#### <<主要事業>>

項目	備考
障害者 110 番運営事業	障害のある人が安心して生活を送れるよう、障害のある人やその家族の今後の生活設計や財産管理、雇用等に関する問題についての相談窓口を設置する。

## 第4部 プランの数値目標・見込量

### 第1章 障害福祉サービス等の数値目標・見込量

#### 1 概要

障害者総合支援法第89条及び児童福祉法第33条の22に基づき、令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児通所支援等の数値目標及び見込量を定めるものです。なお、数値目標及び見込量については、市町の見込の積み上げと、国の指針や県の方向性を踏まえて定めたものです。

#### 2 数値目標等

これまでの実績等を踏まえて、以下のとおり令和8年度の数値目標等を定めます。なお、令和9年度以降の数値目標等については、令和8年度以降に検討することとしています。

##### (1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進めるため、施設入所者のうち、今後、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数について次のとおり数値目標を定めます。

項目	令和4年度末実績	令和8年度末目標	備考
施設入所者数	1,566人	1,498人	
(削減見込)	—	68人 (4.3%)	施設入所者の削減見込数 (割合は削減見込数を令和4年度末実績で除した値)

項目	令和4年度末実績	令和8年度末目標	備考
地域生活への移行者数	27人	93人	実績及び目標値は、当該年度から過去3か年の合計値

##### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、次のとおり目標を定めます。

項目	令和2年度実績	令和8年度目標	備考
精神病床における入院後3ヵ月時点の退院率	67.1%	68.9%	精神科病院に新規入院した者で、3ヵ月以内に退院した者の割合
精神病床における入院後6ヵ月時点の退院率	81.7%	84.5%	精神科病院に新規入院した者で、6ヵ月以内に退院した者の割合
精神病床における入院後12ヵ月時点の退院率	88.8%	91.0%	精神科病院に新規入院した者で、12ヵ月以内に退院した者の割合
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	330.8日	325.3日以上	精神障害のある人が精神病院から退院した後の1年間において、地域で生活した日数の平均

項目	令和5年度実績	令和8年度目標	備考
精神病床における1年以上長期入院患者数			
65歳以上	1,234人	1,033人	精神科病院への入院期間が1年以上である者の数
65歳未満	595人	529人	

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設における就労支援を強化するため、福祉施設から一般就労に移行する者等について、次のとおり数値目標を定めます。

項目	令和5年度末実績	令和8年度末目標	備考
福祉施設から一般就労への移行者数	191人	204人	福祉施設を退所し、一般就労した者の数
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	102人	134人	就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者の数
就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	44人	57人	就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者の数

項目	令和5年度末実績	令和8年度末目標	備考
就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数	33 人	43 人	就労継続支援 B 型事業を通じて一般就労に移行する者の数
一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	—	50.0%	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合
就労定着支援事業の利用者数	—	146 人	就労定着支援事業を利用した者の数
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	—	25.0%	就労定着支援事業による就労定着率が7割以上の事業所の割合

#### (4) 就労継続支援 (B 型) 事業の工賃月額引き上げ目標

就労継続支援 (B 型) 事業利用者の工賃水準を高めるため、令和6年度に「石川県工賃向上計画」を見直し、工賃目標を次のとおり定めます。

項目	令和5年度実績	令和8年度目標
工賃平均月額	23,060 円	25,200 円

#### (5) 地域生活支援及び相談支援体制の充実等

障害のある人の地域生活を支援するために必要となる機能（①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり）を集約した拠点等について、令和8年度までに、県内ほぼ全ての市町に確保され、年1回以上、運用状況の検証及び検討が行われるとともに、地域の実情に応じて拠点コーディネーターが配置されるよう体制の整備を推進します。また、強度行動障害を有する者に関する支援ニーズを把握し、支援体制の整備を図ります。

地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」については、令和8年度までに、県内ほぼ全ての市町に確保されるよう整備を推進します。

#### (6) 障害児支援の提供体制の整備等

障害のある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるよう、次のとおり目標

を定めます。

項目	令和5年度末実績	令和8年度末目標
児童発達支援センター	4 圏域 7 市町	設置市町の拡充
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制	4 圏域 9 市町	各市町に整備
難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築	整備済み	—
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	3 圏域 4 市町	各圏域に整備
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	3 圏域 4 市町	各圏域に整備
医療的ケア児支援センターの設置及び医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置	整備済み	—
医療的ケア児の支援に向けた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場	県及び各圏域に整備	県及び各市町に整備
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	県・各圏域に配置	県・各市町に配置
障害児入所施設に入所している児童が、18歳以降大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整に係る協議の場の設置	整備済み	—

### 3 サービス見込量・活動指標

令和6年能登半島地震の影響を踏まえ、プラン策定までに障害福祉サービス等の見込量の見直しが行われる場合があります。

#### (1) 障害福祉サービス等の見込量

障害福祉サービス等のサービス見込量について、これまでの利用実績の伸び等をもとに市町の見込量を積み上げ、次のとおり定めます。

#### ○障害福祉サービス等の種類

区分	サービスの種類	内容
障害福祉サービス	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人等に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行う
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労選択支援	障害のある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う（雇用型）
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う（非雇用型）
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	相談支援	自立生活援助
共同生活援助		夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助等を行う
施設入所支援		施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
計画相談支援		障害のある人の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向その他の内容を記載したサービス等利用計画の作成及び見直しを行う
障害児通所支援	地域移行支援	施設に入所する人等に、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行う
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行う
	障害児相談支援	障害のある子どもの心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向その他の内容を記載した障害児支援利用計画の作成及び見直しを行う
	児童発達支援	未就学の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う
入所支援	放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害のある子ども等に、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を行う
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等があり外出が著しく困難な子どもに、居宅訪問により、日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、生活能力向上のための訓練等を行う
	福祉型障害児入所施設	障害のある子どもを入所させ、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与を行う
医療型障害児入所施設	障害のある子どもを入所させ、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、治療を行う	

① サービス見込量（県全域）

サービスの種類	単位	令和4年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
居宅介護	時間	20,791	21,106	21,420	21,748
	人	1,309	1,343	1,368	1,392
重度訪問介護	時間	4,817	5,326	5,391	5,465
	人	19	24	24	25
同行援護	時間	1,402	1,517	1,553	1,601
	人	151	155	160	165
行動援護	時間	890	965	986	1,008
	人	59	62	64	66
重度障害者等包括支援	時間	0	1,420	1,420	1,427
	人	0	3	3	5
生活介護	人日	57,632	60,004	60,566	61,140
	人	2,863	2,902	2,934	2,963
自立訓練（機能訓練）	人日	589	459	467	476
	人	56	47	48	49
自立訓練（生活訓練）	人日	2,233	2,618	2,806	3,033
	人	171	192	205	221
就労選択支援	人			139	267
就労移行支援	人日	3,526	4,287	4,573	4,900
	人	262	292	317	345
就労継続支援（A型）	人日	24,898	27,022	28,077	29,331
	人	1,312	1,379	1,433	1,498
就労継続支援（B型）	人日	55,117	59,469	61,364	63,359
	人	3,266	3,450	3,557	3,670
就労定着支援	人	88	104	122	143
療養介護	人	316	319	320	322
短期入所	人日	2,058	3,131	3,331	3,590
	人	563	649	695	758
自立生活援助	人	25	40	45	50
共同生活援助	人	1,697	1,846	1,929	2,026
施設入所支援	人	1,585	1,554	1,532	1,511
計画相談支援	人	4,112	4,388	4,544	4,699
地域移行支援	人	14	28	33	42
地域定着支援	人	61	77	83	91
児童発達支援	人日	3,038	3,424	3,626	3,849
	人	310	320	330	342
放課後等デイサービス	人日	30,147	37,327	40,747	44,530
	人	2,067	2,385	2,581	2,793
保育所等訪問支援	人日	29	68	80	94
	人	26	42	50	60
居宅訪問型児童発達支援	人日	14	62	70	87
	人	4	13	15	19
福祉型障害児入所施設	人	48	55	55	55
医療型障害児入所施設	人	53	53	53	53
障害児相談支援	人	1,047	1,201	1,284	1,371

注) 時間：月間のサービス提供時間　人：月間の利用人数  
人日：「月間の利用人数」×「一人が1月に利用する平均日数」

② サービス見込量（南加賀）

サービスの種類	単位	令和4年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
居宅介護	時間	2,157	2,342	2,385	2,428
	人	178	197	201	205
重度訪問介護	時間	470	475	475	475
	人	1	1	1	1
同行援護	時間	255	282	287	292
	人	46	42	43	44
行動援護	時間	106	111	111	111
	人	5	5	5	5
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
生活介護	人日	12,216	12,157	12,207	12,262
	人	610	609	617	625
自立訓練（機能訓練）	人日	4	29	29	29
	人	1	5	5	5
自立訓練（生活訓練）	人日	204	241	241	241
	人	17	21	21	21
就労選択支援	人			3	3
就労移行支援	人日	373	402	430	458
	人	28	31	34	37
就労継続支援（A型）	人日	4,808	4,962	4,986	5,030
	人	245	263	265	268
就労継続支援（B型）	人日	11,399	12,301	12,658	13,025
	人	666	731	756	782
就労定着支援	人	14	20	21	22
療養介護	人	82	80	81	82
短期入所	人日	263	361	372	383
	人	56	77	79	81
自立生活援助	人	8	10	11	12
共同生活援助	人	332	349	357	366
施設入所支援	人	339	330	327	326
計画相談支援	人	572	619	645	665
地域移行支援	人	2	4	5	7
地域定着支援	人	4	5	7	8
児童発達支援	人日	676	707	715	723
	人	91	90	91	92
放課後等デイサービス	人日	5,308	5,914	6,162	6,395
	人	358	397	413	428
保育所等訪問支援	人日	14	22	23	23
	人	6	9	10	10
居宅訪問型児童発達支援	人日	6	8	8	8
	人	1	2	2	2
障害児相談支援	人	164	181	193	204

注）時間：月間のサービス提供時間　人：月間の利用人数  
人日：「月間の利用人数」×「一人が1月に利用する平均日数」

### ③ サービス見込量（石川中央）

サービスの種類	単位	令和4年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
居宅介護	時間	17,004	17,186	17,358	17,530
	人	935	949	963	976
重度訪問介護	時間	3,922	4,261	4,326	4,398
	人	17	19	19	19
同行援護	時間	1,006	1,057	1,085	1,117
	人	86	87	90	92
行動援護	時間	751	792	813	833
	人	47	49	51	52
重度障害者等包括支援	時間	0	1,400	1,400	1,405
	人	0	1	1	2
生活介護	人日	32,265	34,097	34,338	34,581
	人	1,584	1,594	1,603	1,611
自立訓練（機能訓練）	人日	134	183	191	200
	人	17	21	22	23
自立訓練（生活訓練）	人日	1,876	2,096	2,239	2,404
	人	134	144	152	161
就労選択支援	人			127	248
就労移行支援	人日	2,769	3,306	3,522	3,751
	人	194	220	240	260
就労継続支援（A型）	人日	17,865	19,745	20,371	21,027
	人	942	984	1,013	1,043
就労継続支援（B型）	人日	30,896	33,990	35,115	36,272
	人	1,857	1,951	2,010	2,070
就労定着支援	人	73	78	93	111
療養介護	人	145	146	146	146
短期入所	人日	1,264	2,132	2,273	2,463
	人	393	445	478	525
自立生活援助	人	2	6	8	9
共同生活援助	人	1,001	1,135	1,192	1,261
施設入所支援	人	753	739	726	713
計画相談支援	人	2,583	2,756	2,842	2,929
地域移行支援	人	8	12	15	18
地域定着支援	人	37	44	45	46
児童発達支援	人日	2,266	2,573	2,756	2,951
	人	199	206	213	220
放課後等デイサービス	人日	21,610	27,708	30,692	34,038
	人	1,472	1,722	1,888	2,070
保育所等訪問支援	人日	13	33	44	56
	人	18	23	30	39
居宅訪問型児童発達支援	人日	7	40	48	60
	人	2	8	10	13
障害児相談支援	人	764	867	928	993

注) 時間：月間のサービス提供時間 人：月間の利用人数  
 人日：「月間の利用人数」×「一人が1月に利用する平均日数」

#### ④ サービス見込量（能登中部）

サービスの種類	単位	令和4年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
居宅介護	時間	1,071	1,091	1,175	1,263
	人	128	135	140	144
重度訪問介護	時間	425	420	420	422
	人	1	1	1	2
同行援護	時間	127	133	136	147
	人	16	20	21	23
行動援護	時間	0	0	0	2
	人	0	0	0	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	2
	人	0	0	0	1
生活介護	人日	7,976	8,141	8,307	8,479
	人	395	414	423	431
自立訓練（機能訓練）	人日	451	207	207	207
	人	38	18	18	18
自立訓練（生活訓練）	人日	99	157	202	264
	人	11	18	23	30
就労選択支援	人			7	12
就労移行支援	人日	259	345	363	409
	人	20	26	27	30
就労継続支援（A型）	人日	1,097	1,140	1,469	1,928
	人	63	67	86	113
就労継続支援（B型）	人日	8,425	8,698	9,034	9,395
	人	469	500	520	541
就労定着支援	人	1	4	5	7
療養介護	人	59	61	61	62
短期入所	人日	292	349	374	402
	人	55	73	81	91
自立生活援助	人	14	21	23	26
共同生活援助	人	206	205	214	225
施設入所支援	人	292	293	290	287
計画相談支援	人	498	528	561	596
地域移行支援	人	2	9	10	13
地域定着支援	人	16	23	26	31
児童発達支援	人日	65	77	88	108
	人	15	17	19	23
放課後等デイサービス	人日	2,642	3,051	3,229	3,423
	人	192	217	230	244
保育所等訪問支援	人日	2	10	10	12
	人	2	8	8	9
居宅訪問型児童発達支援	人日	1	14	14	19
	人	1	3	3	4
障害児相談支援	人	80	110	119	128

注）時間：月間のサービス提供時間　人：月間の利用人数  
人日：「月間の利用人数」×「一人が1月に利用する平均日数」

⑤ サービス見込量（能登北部）

サービスの種類	単位	令和4年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
居宅介護	時間	559	487	502	527
	人	68	62	64	67
重度訪問介護	時間	0	170	170	170
	人	0	3	3	3
同行援護	時間	14	45	45	45
	人	3	6	6	6
行動援護	時間	33	62	62	62
	人	7	8	8	8
重度障害者等包括支援	時間	0	20	20	20
	人	0	2	2	2
生活介護	人日	5,175	5,609	5,714	5,818
	人	274	285	291	296
自立訓練（機能訓練）	人日	0	40	40	40
	人	0	3	3	3
自立訓練（生活訓練）	人日	54	124	124	124
	人	9	9	9	9
就労選択支援	人			2	4
就労移行支援	人日	125	234	258	282
	人	20	15	16	18
就労継続支援（A型）	人日	1,128	1,175	1,251	1,346
	人	62	65	69	74
就労継続支援（B型）	人日	4,397	4,480	4,557	4,667
	人	274	268	271	277
就労定着支援	人	0	2	3	3
療養介護	人	30	32	32	32
短期入所	人日	239	289	312	342
	人	59	54	57	61
自立生活援助	人	1	3	3	3
共同生活援助	人	158	157	166	174
施設入所支援	人	201	192	189	185
計画相談支援	人	459	485	496	509
地域移行支援	人	2	3	3	4
地域定着支援	人	4	5	5	6
児童発達支援	人日	31	67	67	67
	人	5	7	7	7
放課後等デイサービス	人日	587	654	664	674
	人	45	49	50	51
保育所等訪問支援	人日	0	3	3	3
	人	0	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
障害児相談支援	人	39	43	44	46

注) 時間：月間のサービス提供時間 人：月間の利用人数  
 人日：「月間の利用人数」×「一人が1月に利用する平均日数」

## (2) 地域生活支援事業に関する活動指標

障害のある人が地域で生活を営むことができるように、市町は地域の実情に応じて、相談支援やコミュニケーション支援といった地域生活支援事業を実施しています。

県では、専門性が高い相談支援や広域的な対応が必要な事業を実施することとなっていることから、これらの事業について次のとおり利用見込量を定めます。

事業の種類		単位	令和5年度実績	令和6年度見込	令和7年度見込	令和8年度見込
発達障害者支援センター	実施箇所数	箇所	2	2	2	2
	利用者数	人	1,495	1,500	1,500	1,500
障害者就業・生活支援センター	実施箇所数	箇所	3	3	3	3
	利用者数	人	2,232	2,322	2,414	2,510
高次脳機能障害相談・支援センター	実施箇所数	箇所	1	1	1	1
	利用者数	人	99	100	100	100

## (3) 障害者雇用の推進に関する活動指標

就労支援機関と連携して障害者雇用の推進するため、次のとおり障害者雇用に関する事業の見込量を定めます。

項目	令和5年度実績	令和8年度見込	備考
職業訓練の受講者数	55人	66人	一般就労者数のうち、県、国の職業訓練を受講した者の数
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	270人	324人	一般就労者数のうち、公共職業安定所を利用した者の数
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	40人	48人	一般就労者数のうち、障害者就業・生活支援センターの支援を受けた者の数
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	132人	159人	一般就労者数のうち、公共職業安定所の支援を受け就職した者の数

#### (4) 発達障害者・発達障害児に対する支援に関する活動指標

発達障害のある人・発達障害のある子どもが可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、次のとおり発達障害のある人・発達障害のある子どもに対する支援に関する事業の見込量を定めます。

項目	令和5年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
発達障害者支援地域協議会の開催回数	1回	1回	1回	1回
発達障害者支援センターによる相談支援件数	8,203件	8,210件	8,210件	8,210件
発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	1,545件	1,550件	1,550件	1,550件
発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	102件	105件	105件	105件
発達障害者センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	156件	161件	166件	171件
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	64人	65人	65人	65人
ペアレントメンターの人数	70人	80人	90人	90人

#### (5) 医療的ケア児に対する支援に関する活動指標

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、次のとおり医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数に係る見込量を定めます。

項目	令和4年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	1人	1人	1人	1人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	49人	60人	66人	74人

## 第2章 その他の数値目標

第1章の数値目標の他に、障害者施策を効果的に推進するため、これまでの実績を踏まえ、以下の目標を設定します。

No.	項目	令和5年度 実績	令和11年度 目標	
1	パラスポーツ指導員養成者数	647人	705人	
2	県障害者スポーツ大会参加者数	693人	1,200人 (令和14年度)	
3	身体障害者補助犬延べ給付頭数（盲導犬等）	92頭	105頭	
4	いしかわ支え合い駐車場登録駐車区画数	1,363区画	1,580区画	
5	手話通訳者登録数	109人	135人	
6	公益的建築物のバリアフリー化率	74%	80%	
7	障害者に配慮した信号機（※）の整備	70%	100%	
8	県立図書館のアクセシブルな書籍等	所蔵冊数	3,753冊 (R4年度)	5,000冊
		年間貸出冊数	2,949冊 (R4年度)	3,300冊
9	点字図書館のアクセシブルな書籍等	所蔵冊数	25,618冊 (R4年度)	27,700冊
		年間貸出冊数	44,261冊 (R4年度)	52,100冊
10	サピエ会員（個人会員）の登録者数	169人 (R4年度)	233人	

※歩車分離、高齢者感応、歩行者感応、視覚障害者付加装置、音響式視覚障害者誘導装置、LED灯器を交通環境に応じて整備した信号機